

# 経済社会構造の変化を踏まえた 個人住民税の今後のあり方

# 1. 個人所得課税改革の議論

# 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」の概要

平成27年11月  
税制調査会

## 第1部 今後の税制のあり方の検討にあたっての論点整理

- 本年6月30日に閣議決定された「骨太方針2015」（「経済財政運営と改革の基本方針2015」）においては、「将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する」との方向性が示された。
- 当調査会では、これに先だって、平成26年11月に「一次レポート」（「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」平成26年11月7日・税制調査会）において「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」への配慮の重要性を指摘し、働き方の多様化等を踏まえ、より深く検討を行うべき課題を示した。「骨太方針2015」の方向性は、当調査会の問題意識と軌を一にするもの。

### ● 税制のあり方の検討にあたっての論点

#### （個人所得課税）

- 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し
- 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性
- 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

#### （資産課税）

- 相続税の有する資産再分配機能の適切な確保
- 「老後扶養の社会化」の進展を踏まえた遺産の社会還元
- 「老老相続」の増加を踏まえた資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築

### ● 今後の検討にあたって

- 今後の中長期的な税制のあり方については、少子高齢化の進展や人口減少を踏まえ、勤労世代に負担が偏らず、資本蓄積を極力、阻害しないものとするのが重要。また、経済活動や資本移動のグローバル化を踏まえると、国境を越えて移動する所得に対する課税には限界があり、その中で、社会保障等の公的サービスの財源を安定的に確保していく必要。
- 国民が安心して暮らせる社会を構築するという目的は、個人所得課税及び資産課税の改革のみによって達することはできない。税制のみならず、教育再生や成長戦略の実行、社会保障制度や労働政策といった関連する制度・政策との連携を含め、総合的な対応が必要。
- 家族のあり方や働き方など国民の価値観に深く関わるものであることから、幅広く丁寧な国民的議論を期待。当調査会としては、本論点整理を踏まえ、中期答申に向けてさらに検討を深化。

## ● 個人所得課税の改革にあたっての基本的な考え方

### 1. 結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得者層に配慮する観点からの所得控除方式の見直し

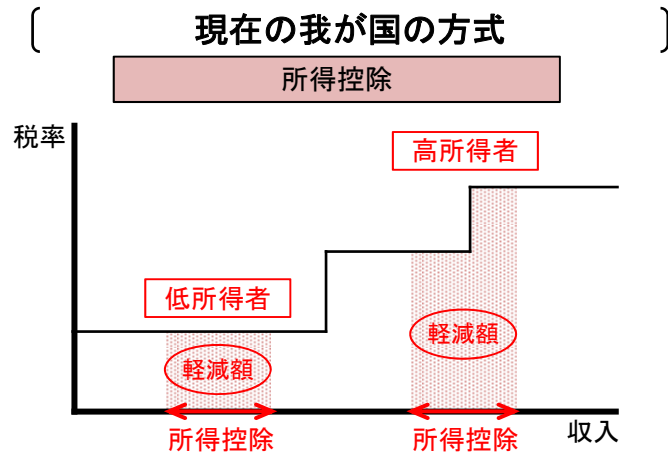
- 平成6年の税制改革において中高所得層を中心に大幅な累進緩和を実施。社会保険料負担の引上げと相まって、この四半世紀の間で、個人所得課税・社会保険料を合わせた実効負担率は、低所得層において増加する一方、中堅所得層以上において低下。
- 平成6年当時の平準化していた所得分布の状況は変化し、若年層における非正規雇用も増加するなど、人々の働き方や家族のあり方を巡る状況も大きく変化。会社が提供してきた従来のようなセーフティネット機能や家族のセーフティネット機能は低下。



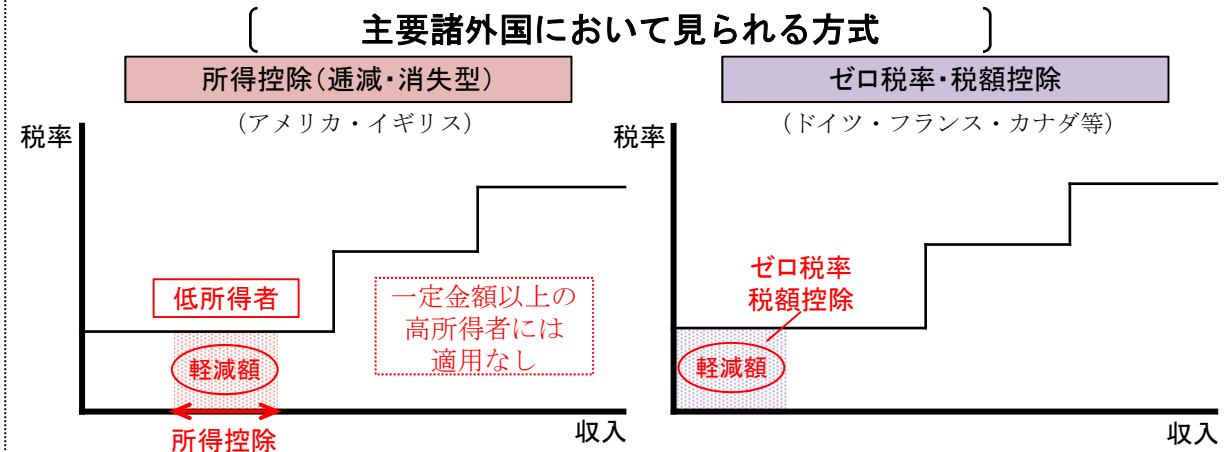
- 若年層を中心とする低所得層の働く意欲を阻害せず、安心して結婚し子どもを産み育てることができる生活基盤の確保を後押しするため、
    - ・ 所得控除方式の見直しにより、所得再分配機能の回復を図るとともに、
    - ・ 「一次レポート」で提示した選択肢<sup>(※)</sup>についてさらに検討を深める必要。
- ※ A案：配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充  
 B案：いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充  
 C案：「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充
- 家族の形成を社会全体で支えるという視点も重要。

### 税負担能力に対する斟酌や政策上の配慮を行うための方式

- 今後、所得控除方式を採っている諸控除のあり方について、それぞれの控除の性格等も踏まえ、見直しの要否や、見直し後の新たな制度の基礎となる考え方も含めて幅広く検討していく必要。



- 限界税率が高い高額所得者ほど軽減税額が大きく、所得再分配機能を高める観点からこれに代わる制度のあり方も検討する必要。



- 我が国の所得控除方式と比べ、より累進的な税負担の構造を実現することが可能。

## 2. 働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性

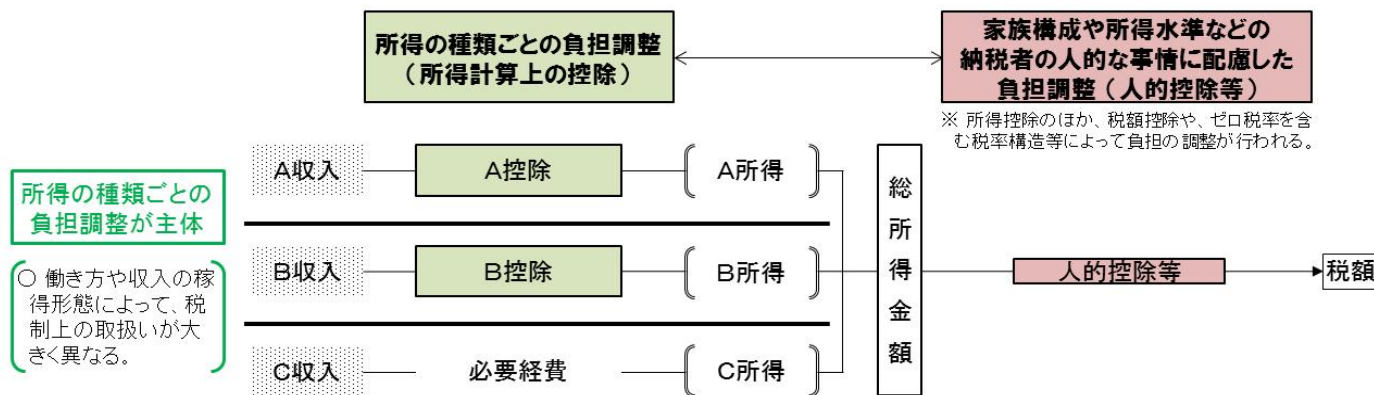
- 働き方は、様々な面で多様化。請負契約等に基づいて働き、使用従属性の高さという点でむしろ雇用者に近い自営業主の割合が増加。給与所得と事業所得を明確に分ける意義が薄れてきている。
- 家族を形成し、また、お互いの生活を支える上で十分な経済力がない場合が増加しているとの指摘もあり、家族のセーフティネット機能は低下。



- 税負担の調整のあり方としては、所得再分配機能の回復や家族のセーフティネット機能の再構築といった視点から、所得の種類ごとに負担調整を行うのではなく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の役割を高めていく必要。

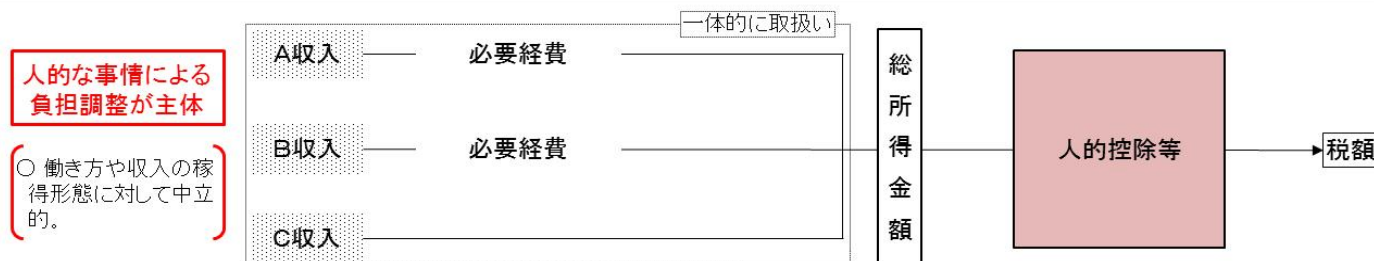
### 税負担の調整における「所得計算上の控除」と「人的控除」

- 我が国では、給与所得者が納税者の大半を占めるに至る中、個人所得課税の負担軽減を行う際には、給料や年金といった所得の種類ごとに負担調整を行う「所得計算上の控除」に著しく依存した見直しを実施。他方、「人的控除」は、所得水準の伸びほどには拡充されず、その結果、税負担の調整に際して果たす役割が比較的小さなものに止まる。
- 「人的控除」の役割を高める中、今後、「所得計算上の控除」と「人的控除」のあり方を全体として検討していく必要。



#### 【所得計算上の控除】

- 所得の稼得に要する必要経費の概算控除としての性格を有するとともに、所得の種類ごとに負担調整を行う機能を有する。



#### 【人的控除】

- 所得の種類と関係なく、家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う。

### 3. 老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築

- 公的年金の給付水準については中長期的な調整が行われていく見込みであり、会社や家族のセーフティネット機能も低下している中、生涯を通じて低所得に陥るリスク。
- 企業年金についても、実施企業が減少し、特に中小企業においては、企業年金を実施できない企業が多いのが実情。
- 現役時の働き方や勤め先の違いが老後所得の格差に影響しているとの指摘。



- 金融所得や企業年金・個人年金等に関連する税制上の諸制度について、個人の働き方やライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討していく必要。
- 金融所得課税の一体化を引き続き進めていく必要。その際、勤労所得との間での負担の公平感にも留意する必要。

#### ● 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

- 資産分布は一部の高齢者に偏在。また高齢化の進展により、相続人も高齢者となるいわゆる「老老相続」が増加。
- 今後、少子化に伴う相続人数の減少等により、相続を機会に高齢世代内の資産格差が次世代に引き継がれる可能性は一層増加。



- 相続税の有する資産再分配機能が適切に確保されるかについて、平成25年度改正の影響をよく見極めながら、検討していく必要。

- 公的な社会保障制度の充実による「老後扶養の社会化」が、高齢者の資産の維持・形成に寄与。



- 遺産による寄付等を促進するなど、遺産を子・孫といった家族内のみで承継せず、その一部を社会に還元することにより、次世代における機会の平等や世代内の公平の確保等に資する方策を検討することが重要。

- 「老老相続」の増加に伴い、相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフト。



- 贈与税のあり方については、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について、相続税との関係も含め、更に幅広く検討していく必要。

# 「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」(地方税関係)の概要

平成27年11月  
税制調査会

## ● 地域の公的社会サービスを支える個人所得課税（個人住民税）のあり方

- 人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行。働き方が多様化し家族のセーフティネット機能が低下。  
→ **地方公共団体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠**
- **個人住民税は地域社会の会費的性格**（地域社会の会費を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格）を有している。  
→ **均等割の存在**  
**所得割（比例税率）における低めの課税最低限の設定**
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられている。  
→ **社会保障制度と個人住民税制度が実質的にリンク**



- 個人住民税については、個人所得課税改革の中で税制のあり方を検討するのみでなく、地方公共団体の財源の適切な確保という観点**が極めて重要**。
  - ・ 個人住民税が比例税率であるため、控除方式の選択による税負担調整効果に制約があることに留意
  - ・ マクロでの財源確保と併せ、**税収の地域間格差を拡大しないことも重要**
- 広く住民が負担すべきであることを踏まえ、**納税義務者数の減少を招かないように留意**。
- 個人住民税制度の検討にあたっては、**社会保障制度との整合性**も念頭に置く必要。

# 平成28年度与党税制改正大綱（個人所得課税関係部分抜粋）

平成27年12月16日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

（略）

少子高齢化に歯止めをかけるためには、結婚・子育ての希望を実現しにくい状況を克服し、子育てにやさしい社会を創る必要がある。女性の活躍を促進するとともに、生まれてきた子どもたちが、意欲と能力に応じて、家庭の経済事情によって左右されることなく質の高い教育を受けられるよう、未来への投資としての教育再生を進めることも重要である。税制においても、働く意欲のある女性にとって働きやすい環境を整備するための見直しを、丁寧に検討していく。また、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境を整備するとともに、就学困難な学生の支援等を行う。

（略）

### 2 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組み

#### (1) 少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点からの個人所得課税の見直しに向けた検討

個人所得課税については、平成6年の税制改革において中堅所得層以上に対する税負担の累進緩和を行ってから約20年が経過した。この間、わが国の社会・経済は著しい構造変化を遂げている。非正規雇用比率は上昇を続け、正規雇用労働者のようには勤続年数に応じた収入の増加を見込めない者が増えている。こうした中、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増えており、結婚や子育てに関する希望を実現しにくい状況にある。生活を支えるために夫婦ともに働く世帯が増加しているなど、働き方にも大きな変化が生じている。

こうした構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、所得の拡大につながる各般の政策を推進するとともに、税制、社会保障制度、労働政策等の面で総合的な取組みを進める必要がある。その一環として、個人所得課税について、税収中立の考え方の下、以下のとおり各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくて済むような仕組みを構築する方向で検討を進める。その際、家庭内や地域において女性が果たしている役割を正しく評価するとともに、家族の形成を社会全体で支えていく必要があることに留意しなければならない。

子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子ども・子育て支援新制度の実施状況など、現物給付も含めた歳出面での対応との関係を整理しつつ、子育て支援に係る税制のあり方について検討する。

雇用の流動化や、労働者に近い形態で働く自営業主の割合の増加など、働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方を検討する。あわせて、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

なお、金融所得に対する課税のあり方については、法人実効税率の引下げも踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、検討する。

また、社会・経済の構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、各々の地域において地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠である。個人住民税については、その財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。



# 経済財政運営と改革の基本方針2016（抄）

〔平成28年6月2日 閣議決定〕

## 第2章 成長と分配の好循環の実現

1. 結婚・出産・子育ての希望、働く希望、学ぶ希望の実現：経済成長の隘路の根本にある構造的な問題への対応

（3）就業を希望とする女性・高齢者の就業促進、非正規雇用労働者の待遇改善等

（略）

女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。税制については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進める。

（略）

## 第3章 歳入改革、資産・債務の圧縮

5. 主要分野ごとの改革の取組

（5）歳入改革、資産・債務の圧縮

①歳入改革

（税制の構造改革）

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「B EPS プロジェクト」の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

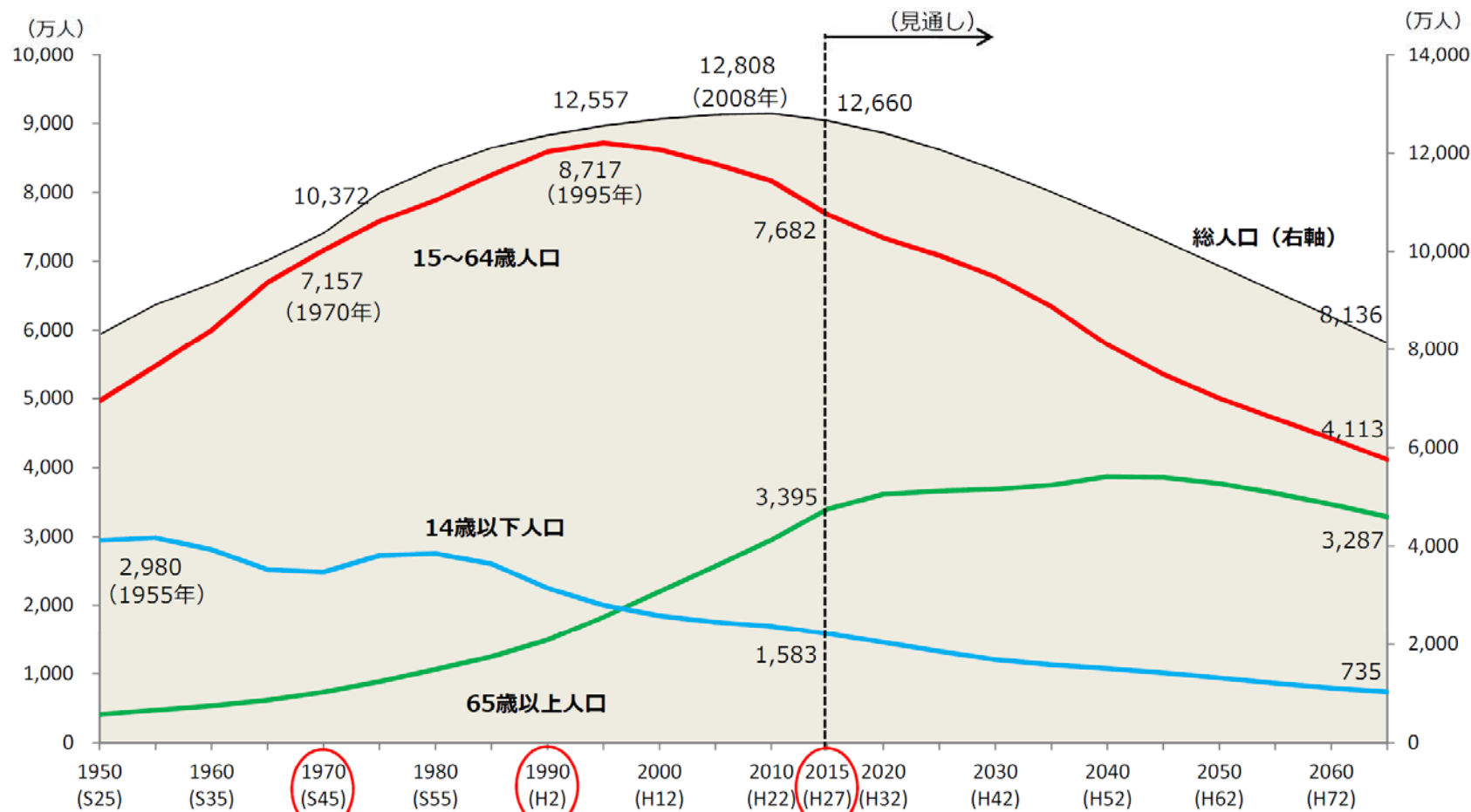
## 2. 個人住民税に関連する経済社会構造の変化

## 総人口と年齢区分別人口の推移・見通し

○ 総人口は、2008年をピークに減少していくことが見込まれる。生産年齢人口は、それより早い1995年をピークとし、総人口より速いペースで減少する見込み。

- ・ 総人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 10,372→12,557→12,660(+0.8%)→8,136万人(▲35.2%)
- ・ 生産年齢人口 【1970年→1995年→2015年→2065年】: 7,157→8,717→7,682(▲11.9%)→4,113万人(▲52.8%)

※括弧書きは対1995年比



(出所) 総務省「国勢調査」及び「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」  
(各年10月1日現在人口)、厚生労働省「人口動態統計」

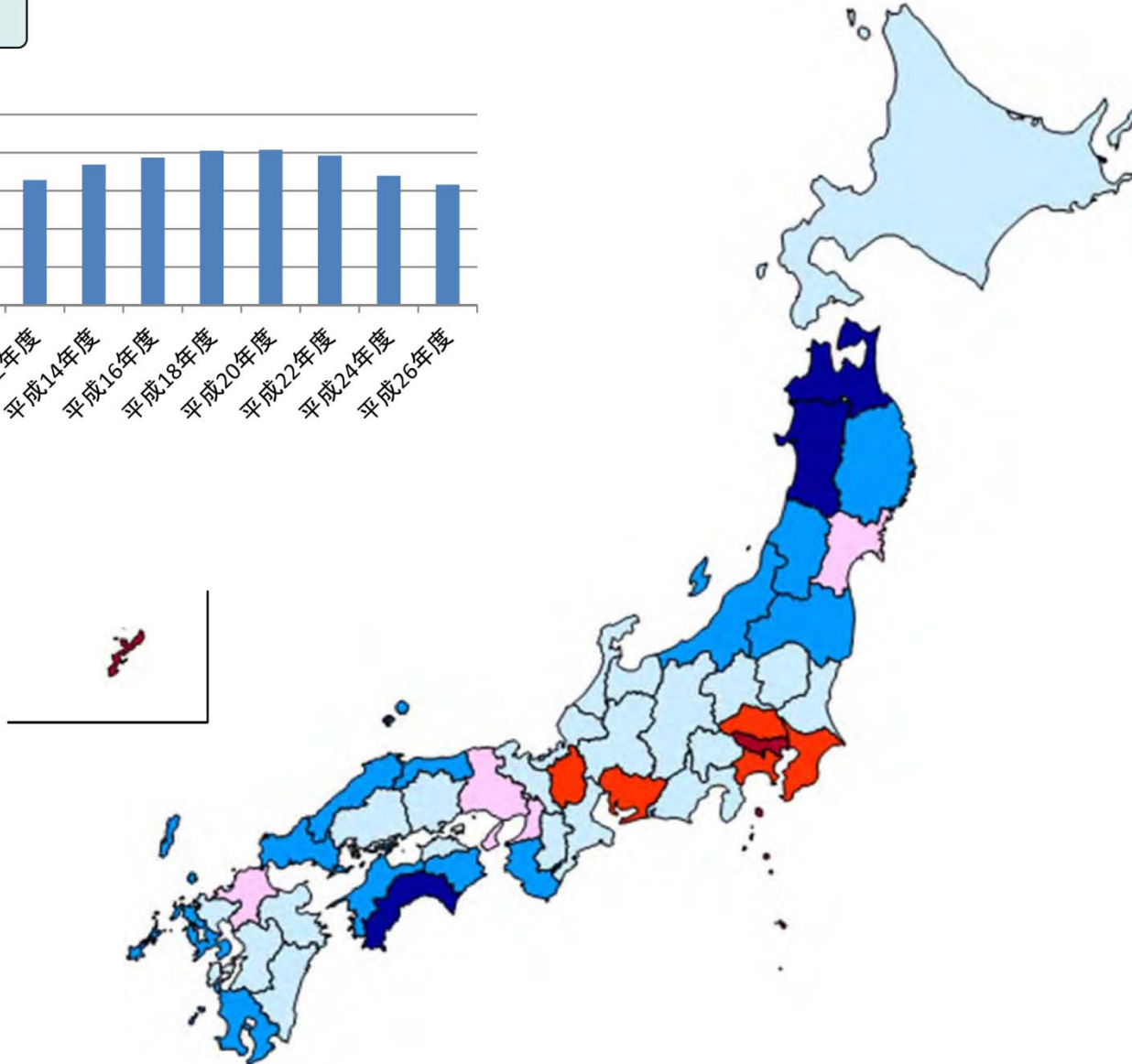
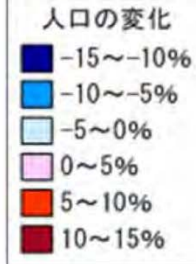
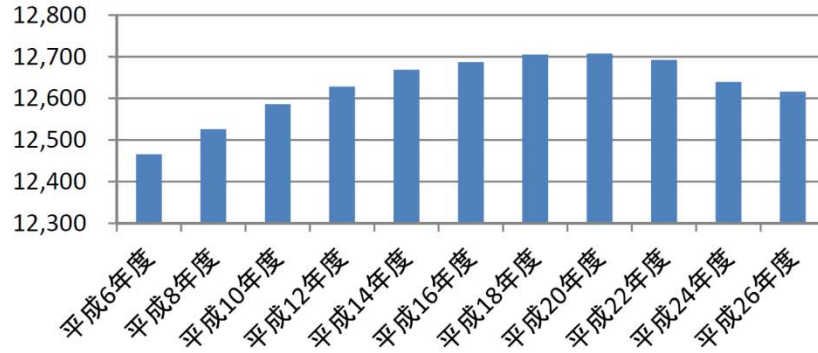
(注) 年齢別人口には年齢不詳の人口を含めていない。

# 都道府県別の人口変化(平成6年度→平成26年度)

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料

## 全国の人口変化

(単位:万人)



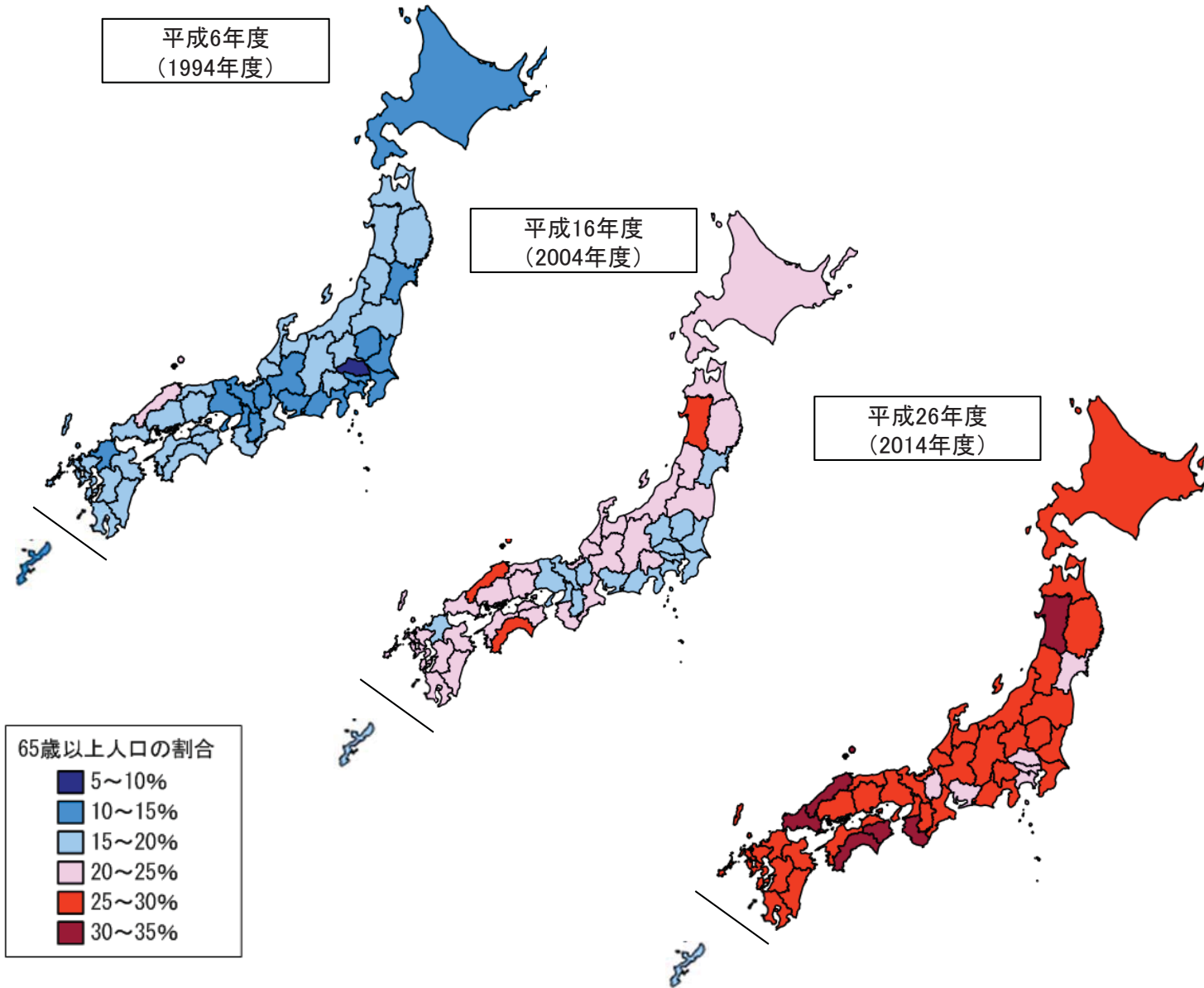
(単位:%)

	26年度/6年度 (増減率)
北海道	▲ 4.7
青森県	▲ 10.5
岩手県	▲ 9.4
宮城県	0.6
秋田県	▲ 14.1
山形県	▲ 9.7
福島県	▲ 8.4
茨城県	▲ 0.7
栃木県	▲ 0.2
群馬県	▲ 1.3
埼玉県	7.6
千葉県	6.8
東京都	11.5
神奈川県	9.9
新潟県	▲ 6.6
富山県	▲ 4.7
石川県	▲ 1.8
福井県	▲ 4.1
山梨県	▲ 3.7
長野県	▲ 3.0
岐阜県	▲ 2.5
静岡県	▲ 0.4
愛知県	8.2
三重県	▲ 1.1
滋賀県	9.9
京都府	▲ 0.8
大阪府	1.2
兵庫県	2.1
奈良県	▲ 2.8
和歌山県	▲ 9.2
鳥取県	▲ 6.4
島根県	▲ 9.5
岡山県	▲ 1.5
広島県	▲ 1.3
山口県	▲ 8.8
徳島県	▲ 7.9
香川県	▲ 3.5
愛媛県	▲ 7.1
高知県	▲ 10.0
福岡県	3.9
佐賀県	▲ 4.7
長崎県	▲ 9.6
熊本県	▲ 2.9
大分県	▲ 5.0
宮崎県	▲ 4.7
鹿児島県	▲ 6.1
沖縄県	13.0
全国	1.2
三大都市圏	3.6
その他の地域	▲ 4.3

(注) 三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県としている(以下同様)。  
(出所) 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成(外国人住民を除く)。

# 都道府県別の65歳以上人口の割合の変化

平成27年7月17日  
政府税制調査会資料



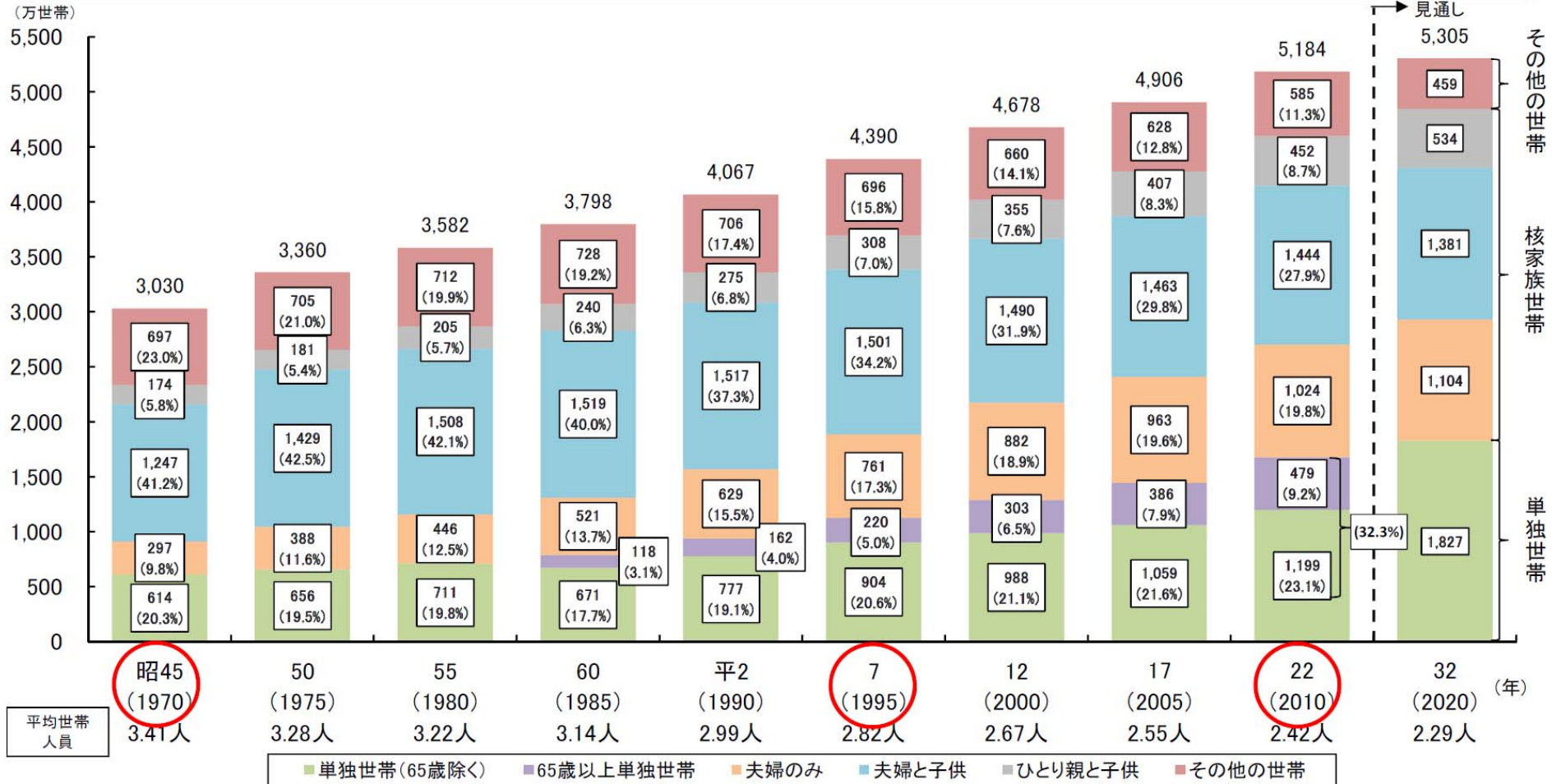
(単位:%)

	6年度	16年度	26年度
北海道	14.3	20.8	28.1
青森県	15.4	21.7	29.0
岩手県	17.2	23.9	29.6
宮城県	14.1	19.3	24.6
秋田県	18.8	26.1	32.7
山形県	19.2	24.9	29.9
福島県	16.8	22.1	27.8
茨城県	13.6	18.5	25.8
栃木県	14.3	18.8	25.2
群馬県	15.1	20.0	26.8
埼玉県	9.7	15.5	24.0
千葉県	10.8	16.8	25.4
東京都	12.5	18.0	22.5
神奈川県	10.6	16.2	23.3
新潟県	17.8	23.4	29.1
富山県	17.5	22.7	29.7
石川県	15.8	20.4	27.1
福井県	17.2	22.2	27.8
山梨県	16.9	21.3	27.5
長野県	18.5	23.2	29.2
岐阜県	14.8	20.3	27.3
静岡県	14.4	19.9	26.9
愛知県	11.4	16.6	23.2
三重県	15.5	20.8	27.1
滋賀県	13.7	17.5	23.4
京都府	14.4	19.7	26.9
大阪府	11.3	17.5	25.7
兵庫県	13.7	19.1	26.3
奈良県	13.2	19.1	27.8
和歌山県	17.6	23.2	30.5
鳥取県	18.7	23.6	29.1
島根県	21.2	26.7	31.7
岡山県	17.0	22.0	28.1
広島県	15.4	20.4	27.1
山口県	18.4	24.3	31.3
徳島県	18.2	23.9	30.1
香川県	17.6	22.7	29.2
愛媛県	18.0	23.3	29.7
高知県	19.9	25.3	32.1
福岡県	14.5	19.2	25.1
佐賀県	17.3	22.1	26.9
長崎県	17.1	22.8	28.9
熊本県	17.8	23.2	28.1
大分県	18.0	23.8	29.6
宮崎県	16.7	22.8	28.6
鹿児島県	19.1	24.3	28.7
沖縄県	11.8	16.1	19.0
全国	14.1	19.5	26.0
三大都市圏	12.6	18.1	25.4
その他の地域	16.8	22.1	28.2

(出所) 総務省「人口推計」より作成。

## 家族類型別世帯数の推移

- 1985年までは、「夫婦と子供のみ世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」の割合が増加している。
- ・ 夫婦と子供のみ世帯【1970年→2010年】: 41.2%→27.9% (▲13.3%ポイント)
  - ・ 単独世帯 【1970年→2010年】: 20.3%→32.3% (+12.0%ポイント)
  - ・ 夫婦のみの世帯 【1970年→2010年】: 9.8%→19.8% (+10.0%ポイント)



(備考) ・世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。  
・昭和45年～昭和55年、平成32年の単独世帯は65歳以上単独世帯も含む。

(出所) 平成22年(2010)以前：総務省「国勢調査報告」

平成32年(2020)：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成25年1月推計)」中位推計

# 都道府県別の総世帯数に占める高齢者単身世帯数の割合の変化

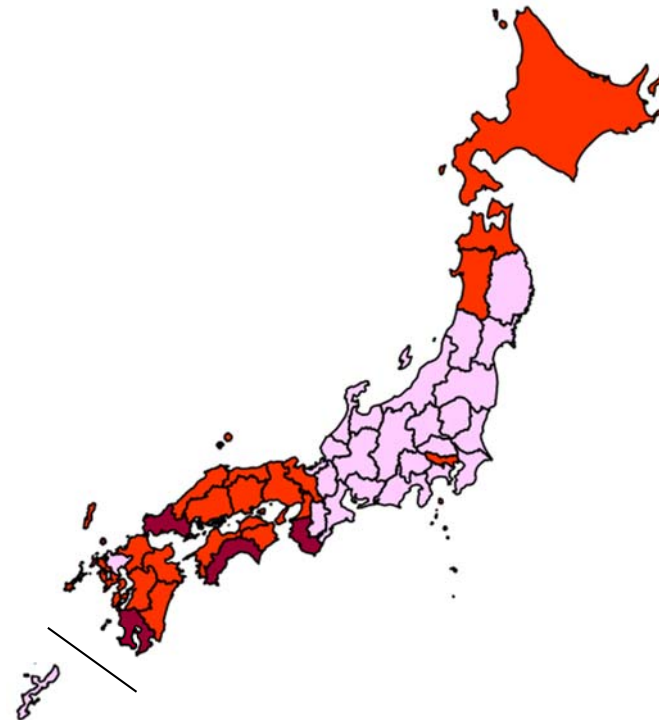
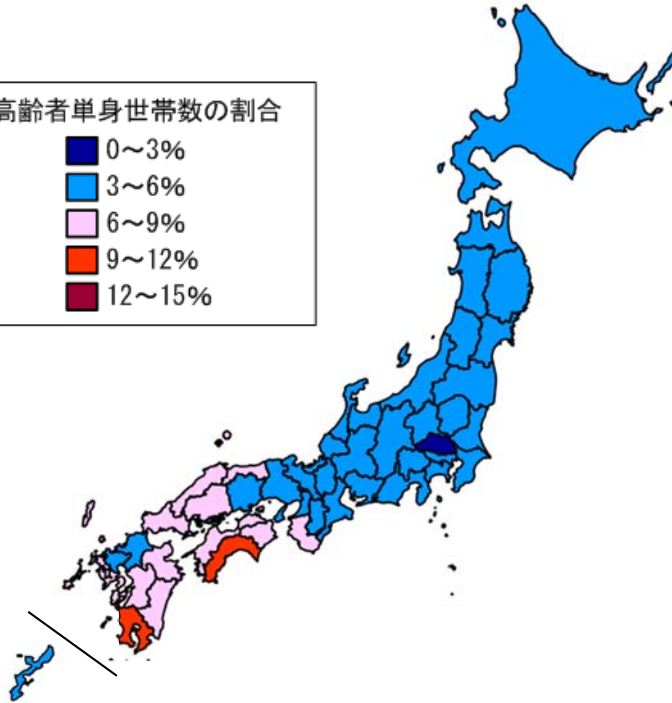
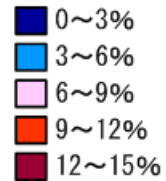
平成27年7月31日  
政府税制調査会資料

平成7年度  
(1995年度)

平成22年度  
(2010年度)

(単位: %)

高齢者単身世帯数の割合



	7年度	22年度	22年度/7年度 (増加率)	
北海道	5.6	10.8	94.3	
東北				
青森県	4.9	9.8	100.0	
岩手県	4.6	9.0	93.6	
宮城県	3.4	7.0	105.0	
秋田県	5.0	10.1	101.3	
山形県	4.1	7.6	86.0	
福島県	4.4	8.3	86.4	
関東				
茨城県	3.3	6.9	108.2	
栃木県	3.6	7.1	99.4	
群馬県	4.3	8.3	94.6	
埼玉県	2.7	7.2	170.7	
千葉県	3.1	7.6	143.7	
東京都	5.3	9.7	83.8	
神奈川県	3.6	8.0	124.8	
東北	新潟県	4.1	7.8	90.9
北陸				
富山県	4.3	8.2	91.0	
石川県	4.6	8.2	79.8	
福井県	4.7	7.7	65.4	
関東				
山梨県	5.0	8.9	78.4	
長野県	4.9	8.6	76.9	
岐阜県	3.9	7.8	98.6	
静岡県	3.6	7.6	108.4	
愛知県	3.6	7.4	105.9	
三重県	5.3	8.9	66.9	
近畿				
滋賀県	3.7	6.5	76.4	
京都府	5.8	9.8	68.3	
大阪府	5.5	11.3	103.8	
兵庫県	5.6	10.6	87.9	
奈良県	4.5	9.0	98.1	
和歌山県	7.9	12.8	62.6	
中国				
鳥取県	6.1	9.2	50.0	
島根県	7.0	10.4	49.4	
岡山県	6.0	9.5	59.3	
広島県	6.3	10.1	61.4	
山口県	7.8	12.6	61.5	
四国				
徳島県	6.5	10.7	63.6	
香川県	6.3	9.8	56.5	
愛媛県	7.6	11.7	54.4	
高知県	9.5	13.9	46.2	
九州				
福岡県	5.8	10.0	70.5	
佐賀県	5.7	8.8	53.6	
長崎県	7.6	11.3	49.0	
熊本県	6.5	10.0	53.5	
大分県	7.3	11.1	52.4	
宮崎県	7.5	11.6	54.6	
鹿児島県	11.0	14.0	27.2	
沖縄県	5.2	7.8	50.1	
全国	5.0	9.2	84.7	

市町村の状況 (平成7年)

(単位: %)

	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	5.9	-	-	5.9	-	-	-	-	-	-	-
政令市	4.9	4.3	3.4	3.4	4.5	-	6.7	5.2	-	5.8	-
中核市	5.0	6.4	4.2	3.6	3.4	4.3	5.4	5.4	6.3	5.8	-
特例市	4.0	-	3.7	3.3	3.3	4.3	4.5	8.2	-	8.2	-
その他の県庁所在市	5.3	-	4.2	-	5.3	-	-	5.5	5.7	5.3	5.4
その他の市	4.9	5.8	4.7	3.5	3.6	4.7	4.7	7.3	8.0	8.4	4.7
町村	5.8	6.7	4.5	4.1	4.0	4.6	5.9	8.7	9.2	7.8	6.1
全市町村	5.0	5.6	4.3	4.0	3.9	4.5	5.6	6.6	7.5	7.2	5.2

市町村の状況 (平成22年)

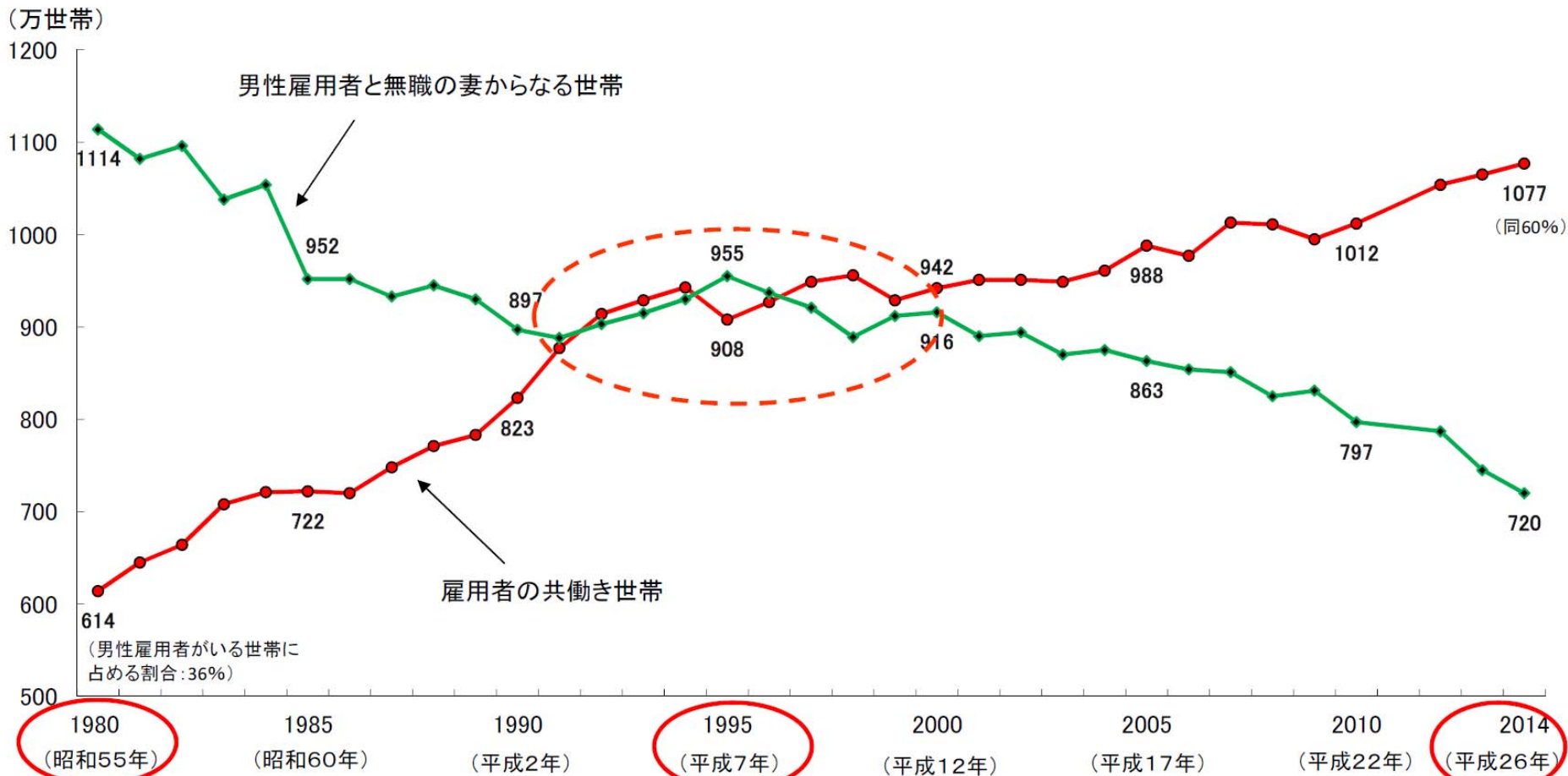
(単位: %)

	全国	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄
特別区	10.1	-	-	10.1	-	-	-	-	-	-	-
政令市	9.4	9.2	6.9	7.8	8.9	-	12.2	8.8	-	10.0	-
中核市	9.2	12.7	8.6	7.9	6.6	8.0	10.5	9.4	10.2	9.5	-
特例市	8.4	-	7.5	7.5	7.5	7.7	9.9	12.0	-	11.9	-
その他の県庁所在市	9.0	-	8.2	-	9.1	-	-	9.1	9.8	8.7	8.8
その他の市	9.0	11.1	8.9	7.9	7.1	8.2	9.1	11.4	12.1	12.0	7.3
町村	9.8	12.2	8.6	8.1	7.6	8.2	10.2	12.6	13.5	11.2	7.7
全市町村	9.2	10.8	8.3	8.4	7.7	8.1	10.6	10.4	11.5	10.9	7.8

(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

## 共働き等世帯数の推移

○共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



- (備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。  
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。  
 4. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

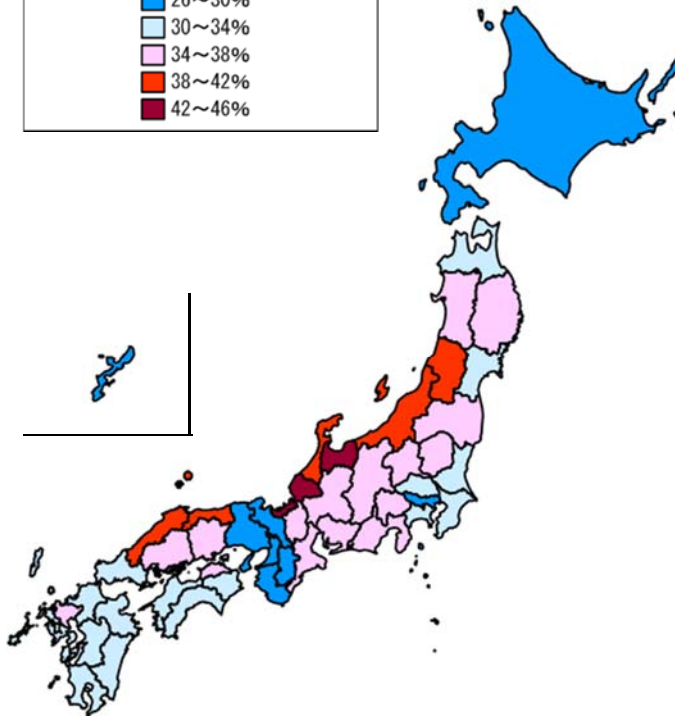
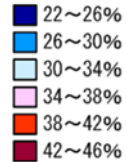


# 共働き世帯及び雇用者の割合

平成27年7月31日  
政府税制調査会資料

共働き世帯の割合(平成22年)

夫・妻とも雇用者である世帯の割合



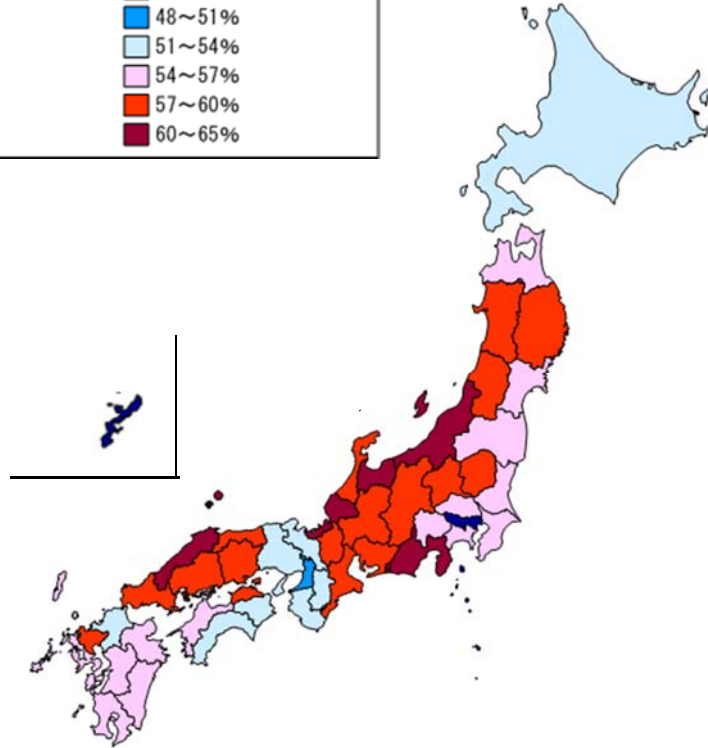
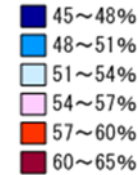
(備考) 割合は、夫婦のいる世帯に占める夫・妻とも雇用者である世帯の割合。  
世帯主とその配偶者がともに雇用者である世帯を1世帯として集計。  
(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

(単位: %)

	22年
北海道	29.6
青森県	33.0
岩手県	36.0
宮城県	33.9
秋田県	35.9
山形県	40.7
福島県	36.3
茨城県	33.5
栃木県	36.2
群馬県	35.4
埼玉県	32.8
千葉県	31.5
東京都	28.9
神奈川県	31.4
新潟県	40.7
富山県	43.3
石川県	40.7
福井県	43.5
山梨県	34.2
長野県	36.7
岐阜県	37.1
静岡県	37.0
愛知県	34.9
三重県	35.5
滋賀県	36.2
京都府	29.3
大阪府	26.9
兵庫県	29.8
奈良県	26.4
和歌山県	27.2
鳥取県	38.9
島根県	40.4
岡山県	34.2
広島県	34.3
山口県	32.6
徳島県	31.9
香川県	35.2
愛媛県	30.4
高知県	30.7
福岡県	30.8
佐賀県	36.2
長崎県	31.6
熊本県	33.4
大分県	32.6
宮崎県	32.4
鹿児島県	31.0
沖縄県	28.7
全国	32.5

生産年齢人口に占める雇用者の割合(平成22年)

生産年齢人口に占める雇用者の割合



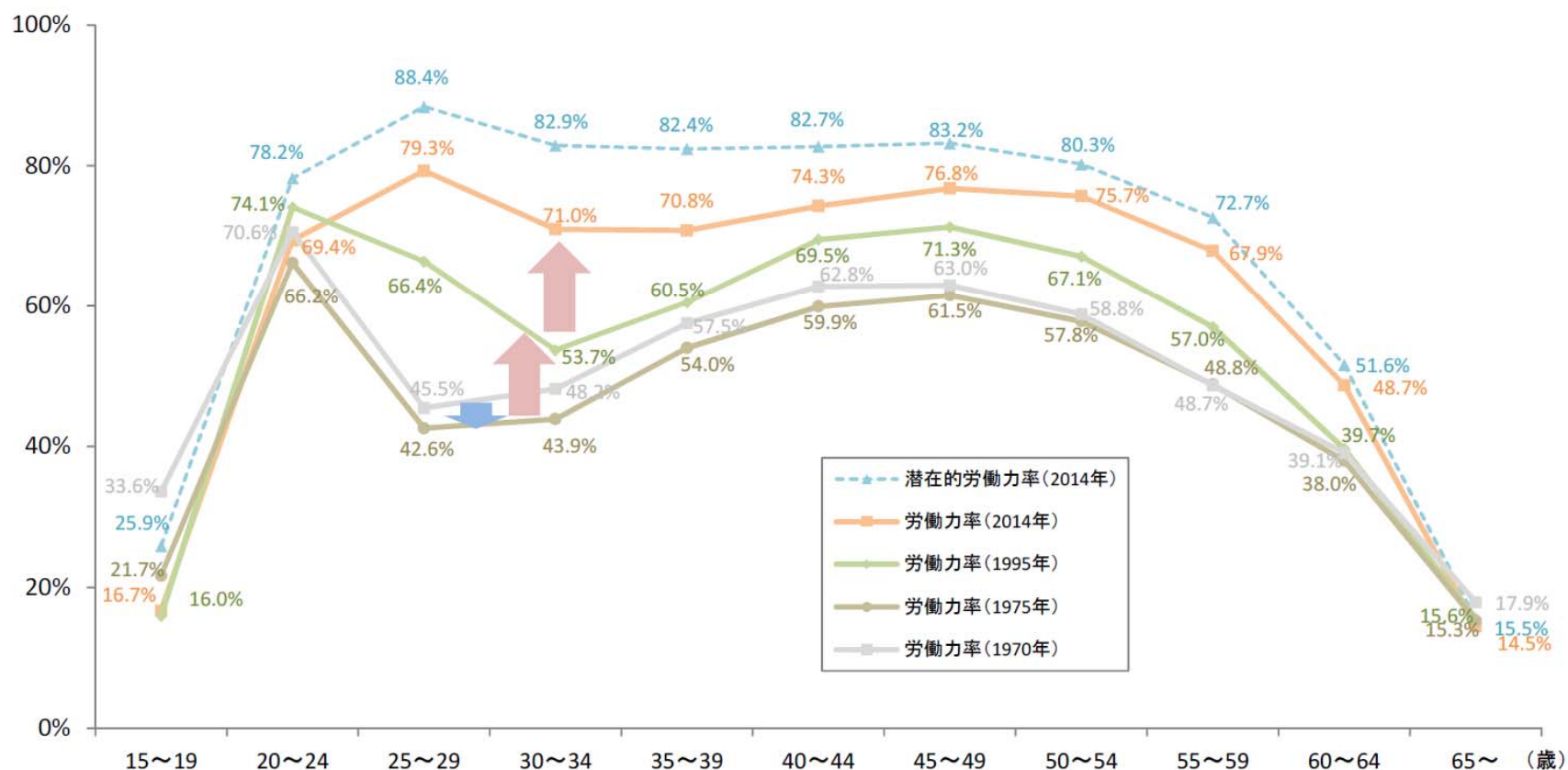
(出所) 総務省「国勢調査」より作成。

(単位: %)

	22年
北海道	53.4
青森県	54.4
岩手県	58.4
宮城県	55.4
秋田県	58.0
山形県	59.3
福島県	56.3
茨城県	56.0
栃木県	57.1
群馬県	57.3
埼玉県	55.5
千葉県	55.4
東京都	45.5
神奈川県	54.6
新潟県	60.8
富山県	63.3
石川県	59.4
福井県	61.9
山梨県	55.4
長野県	59.8
岐阜県	59.0
静岡県	60.6
愛知県	57.6
三重県	58.9
滋賀県	58.5
京都府	51.7
大阪府	49.7
兵庫県	53.9
奈良県	51.3
和歌山県	52.4
鳥取県	58.7
島根県	61.4
岡山県	57.1
広島県	57.6
山口県	58.5
徳島県	52.5
香川県	58.1
愛媛県	54.7
高知県	51.6
福岡県	52.9
佐賀県	57.7
長崎県	55.6
熊本県	55.1
大分県	56.7
宮崎県	55.0
鹿児島県	54.8
沖縄県	47.6
全国	54.4

## 女性の労働参加の状況

- 女性の労働力率を長期的にみると、1970年代半ばにかけて低下した後、上昇傾向にあり、「M字カーブ」は緩やかになりつつある。
- 他方、子育て等により就業を諦めている女性のうち、可能であれば就業したいと考えている女性約300万人(全年齢)を含めた「潜在的労働力率」では、25～54歳において80%超となっている。



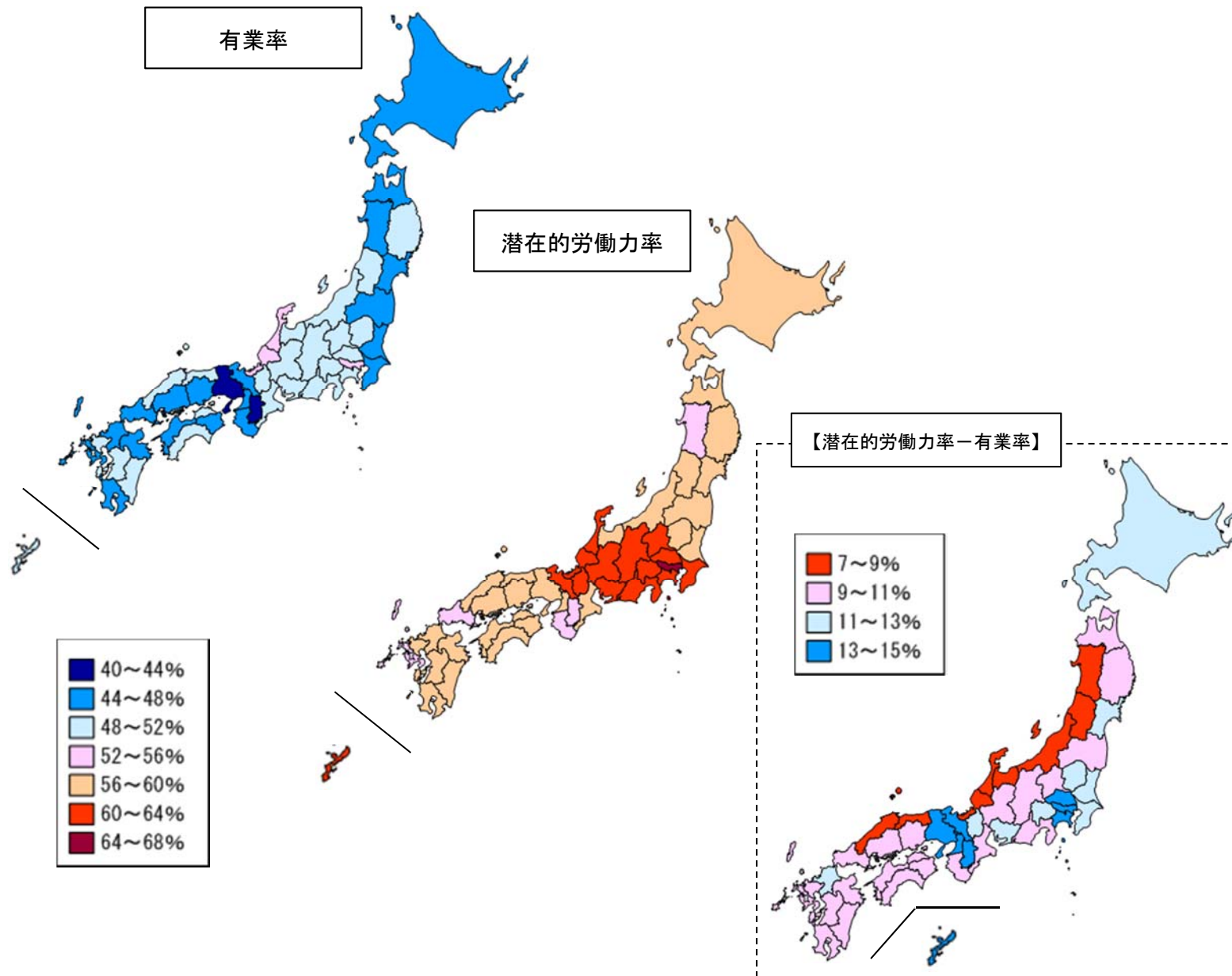
(出典)総務省「労働力調査」

(注)労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合。潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(労働力人口+就業希望者)の割合。就業率は、15歳以上人口に占める就業者の割合。

# 都道府県別の女性の労働状況

平成27年9月18日  
政府税制調査会資料

(単位: %)



	24年		
	有業率	潜在労働力率	差
	(a)	(b)	(b)-(a)
北海道	44.7	56.8	12.1
青森県	46.9	57.0	10.1
岩手県	48.3	57.8	9.5
宮城県	46.9	59.0	12.1
秋田県	44.8	53.6	8.8
山形県	49.8	58.1	8.3
福島県	46.0	56.6	10.6
茨城県	47.5	58.8	11.3
栃木県	48.7	60.0	11.3
群馬県	50.2	60.7	10.4
埼玉県	48.1	61.6	13.5
千葉県	47.9	60.8	12.8
東京都	52.2	65.5	13.3
神奈川県	48.4	62.5	14.1
新潟県	48.7	56.9	8.3
富山県	51.1	59.3	8.2
石川県	52.2	60.6	8.4
福井県	53.0	60.9	7.9
山梨県	50.4	61.5	11.1
長野県	51.1	60.6	9.5
岐阜県	50.9	61.1	10.2
静岡県	50.8	61.6	10.8
愛知県	50.7	62.7	12.0
三重県	49.2	59.6	10.4
滋賀県	49.5	61.1	11.6
京都府	47.0	60.4	13.3
大阪府	46.1	59.5	13.5
兵庫県	43.8	56.9	13.1
奈良県	42.5	55.8	13.3
和歌山県	44.8	55.5	10.7
鳥取県	49.2	58.1	8.9
島根県	48.9	56.2	7.3
岡山県	47.9	58.6	10.8
広島県	46.9	57.6	10.7
山口県	45.2	54.8	9.6
徳島県	46.3	56.1	9.9
香川県	48.1	58.2	10.1
愛媛県	46.4	56.6	10.2
高知県	48.5	57.8	9.3
福岡県	47.0	59.6	12.6
佐賀県	50.2	59.4	9.2
長崎県	46.2	55.4	9.2
熊本県	48.7	59.1	10.4
大分県	46.0	56.5	10.5
宮崎県	49.3	59.4	10.1
鹿児島県	47.4	57.6	10.2
沖縄県	48.4	63.4	15.0
全国	48.2	60.1	11.9

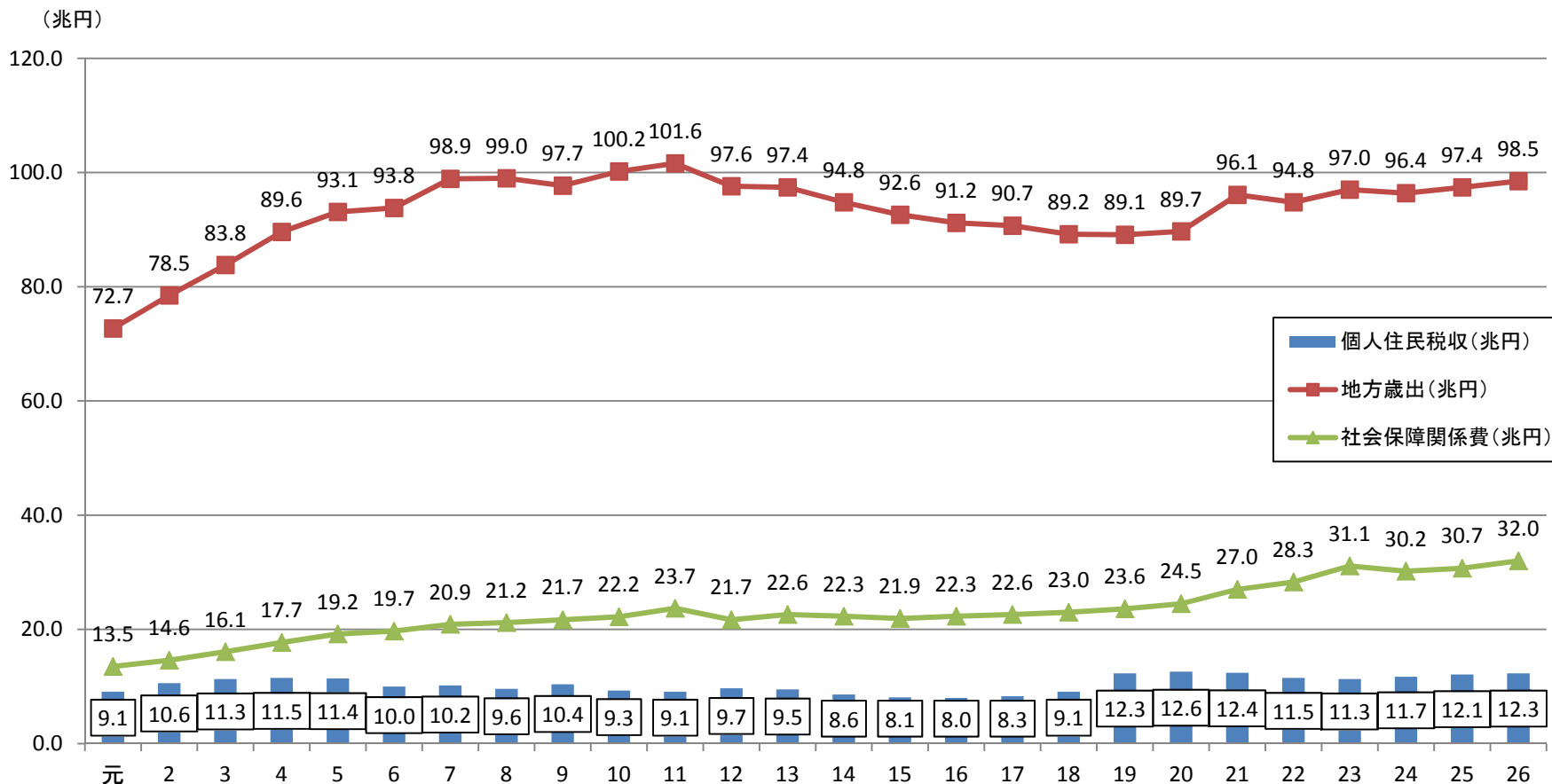
(備考) 潜在的労働力率は、15歳以上人口に占める潜在的労働力人口(有業者+就業希望者)の割合。

(出所) 総務省「就業構造基本調査」より作成。

### 3. 個人住民税の役割

## 地方団体歳出と個人住民税収の推移

- 地方歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、行政改革等により、人件費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。  
(平成26年度の社会保障関係費は、平成元年度の2.37倍となり、地方歳出全体に占める割合も、平成元年の18.6%から32.5%に増加している。)
- 個人住民税は、安定的な財源として、地方歳出全体の概ね1割程度を賄ってきている。



※地方歳出の決算額は、「地方財政白書」(総務省)の純計額である。

※社会保障関係費は、民生費、衛生費、労働費のうち失業対策費及び土木費のうち住宅費の純計額である。

# 社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

## 役割分担

地方	市町村	国	年金	・年金給付に関する事務
		市町村	保育	・保育所の運営 都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援
			介護	・介護保険事業の運営 都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援
			医療 (※1)	・国民健康保険事業の運営(※2) 都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援

## 平成26年度決算額

年金 10.7兆円 ※国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分

国 10.7兆円 (100%)

介護 4.9兆円

市町村 1.4兆円 (29%)	都道府県 1.3兆円 (27%)	国 2.2兆円 (44%)
-----------------------	------------------------	---------------------

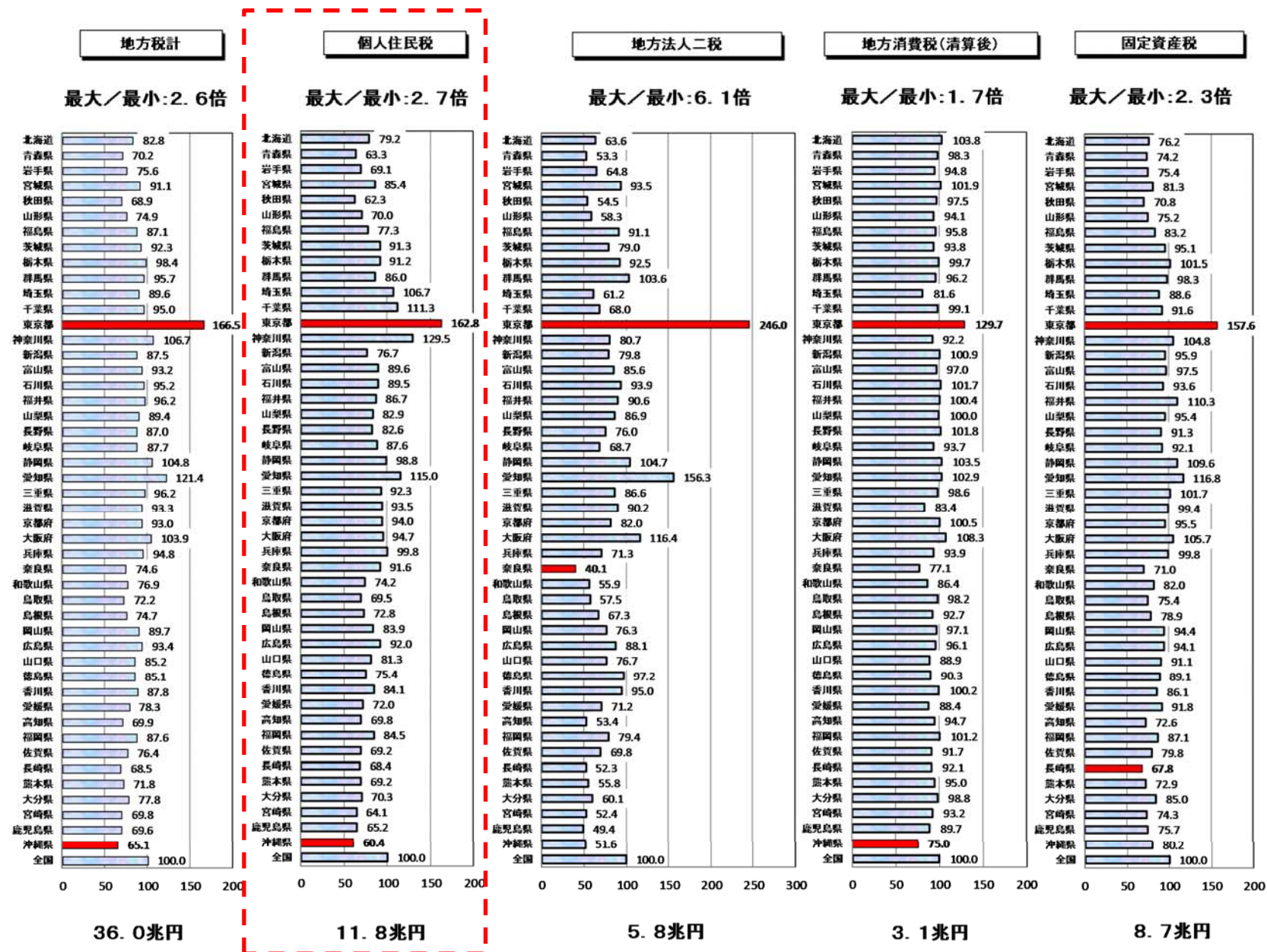
医療(例:国民健康保険) 5.0兆円

市町村 0.5兆円 (10%)	都道府県 1.1兆円 (22%)	国 3.4兆円 (68%)
-----------------------	------------------------	---------------------

※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。  
 ※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

# 人口一人当たりの税収額の指数(平成26年度決算額)



## 課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合（H27年度）

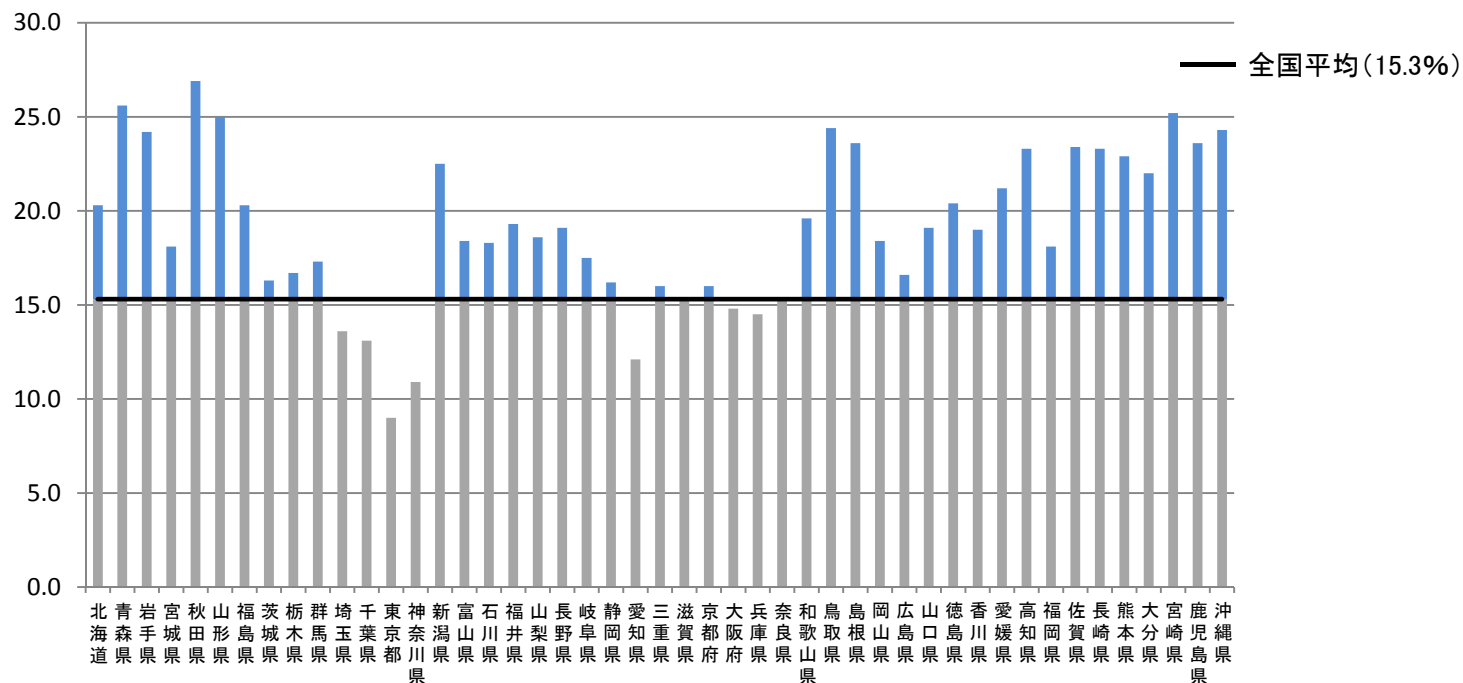
- 課税標準額が100万円以下の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で15.3%。
- 首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、愛知県、近畿圏（大阪府、兵庫県）が全国平均を下回っており、その他の道府県はいずれも全国平均を上回っている。

＜課税標準100万円の納税義務者（給与所得者）のイメージ＞

独身：274.6万円 夫婦子なし：334.6万円 夫婦子1人：389.3万円 夫婦子2人：458.5万円

（※）配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象

全納税義務者の総所得金額  
等の合計に占める割合（%）



（注）総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。



## 課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が 全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合（H27年度）

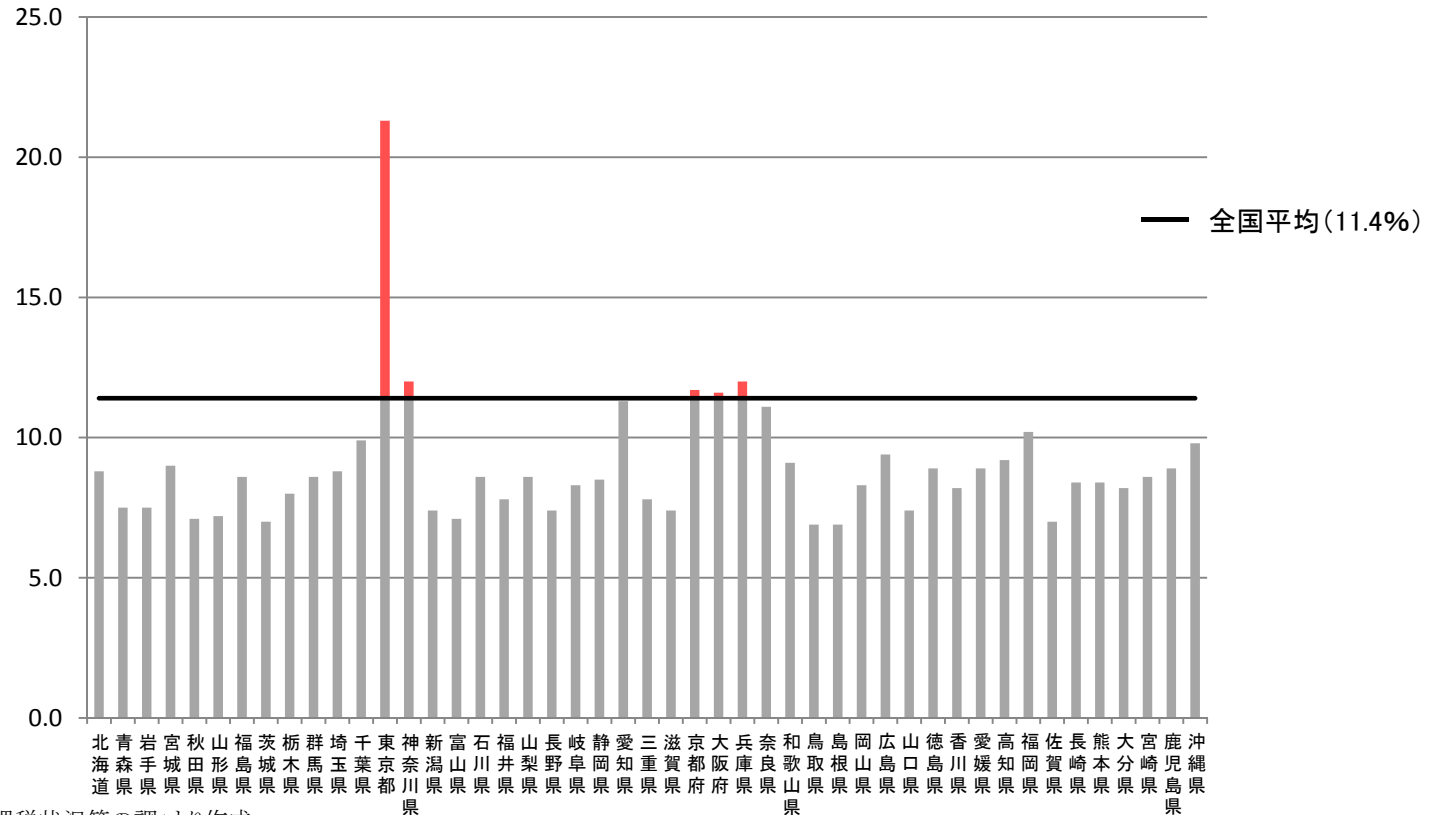
- 課税標準額が1,000万円超の納税義務者の総所得金額等の合計額が、全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合は、全国平均で11.4%。
- 東京都が21.3%と突出して高い割合を示しているが、ほとんどの団体が全国平均を下回っている。

＜課税標準1,000万円の納税義務者（給与所得者）のイメージ＞

独身：1,425.1万円　夫婦子なし：1,460.9万円　夫婦子1人：1,496.8万円　夫婦子2人：1,543.4万円

（※）配偶者は配偶者控除の対象、子1人の場合、子は一般扶養控除の対象、子2人の場合、1人は一般扶養控除、1人は特定扶養控除の対象

全納税義務者の総所得金額等の合計に占める割合（%）

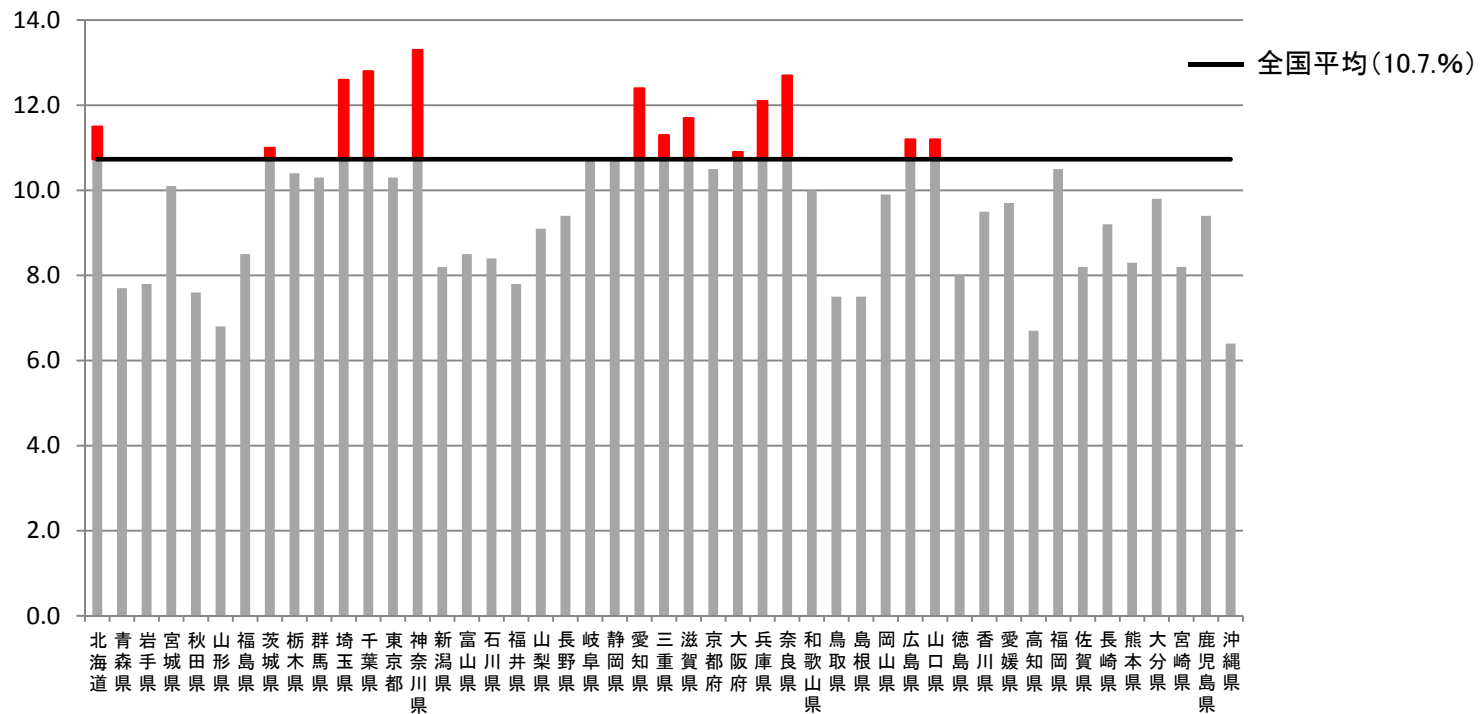


（注）総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

## 人口に占める配偶者控除を適用している者の割合(H27年度)

- 配偶者控除を適用している者が、全人口に占める割合は、全国平均で10.7%。
- 東京都を除く首都圏(埼玉県、千葉県、神奈川県)、愛知県、近畿圏(滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県)で高い傾向にある一方、東北地方や日本海側の各県で割合が低くなっている。

人口に占める配偶者控除を適用している者の割合(%)

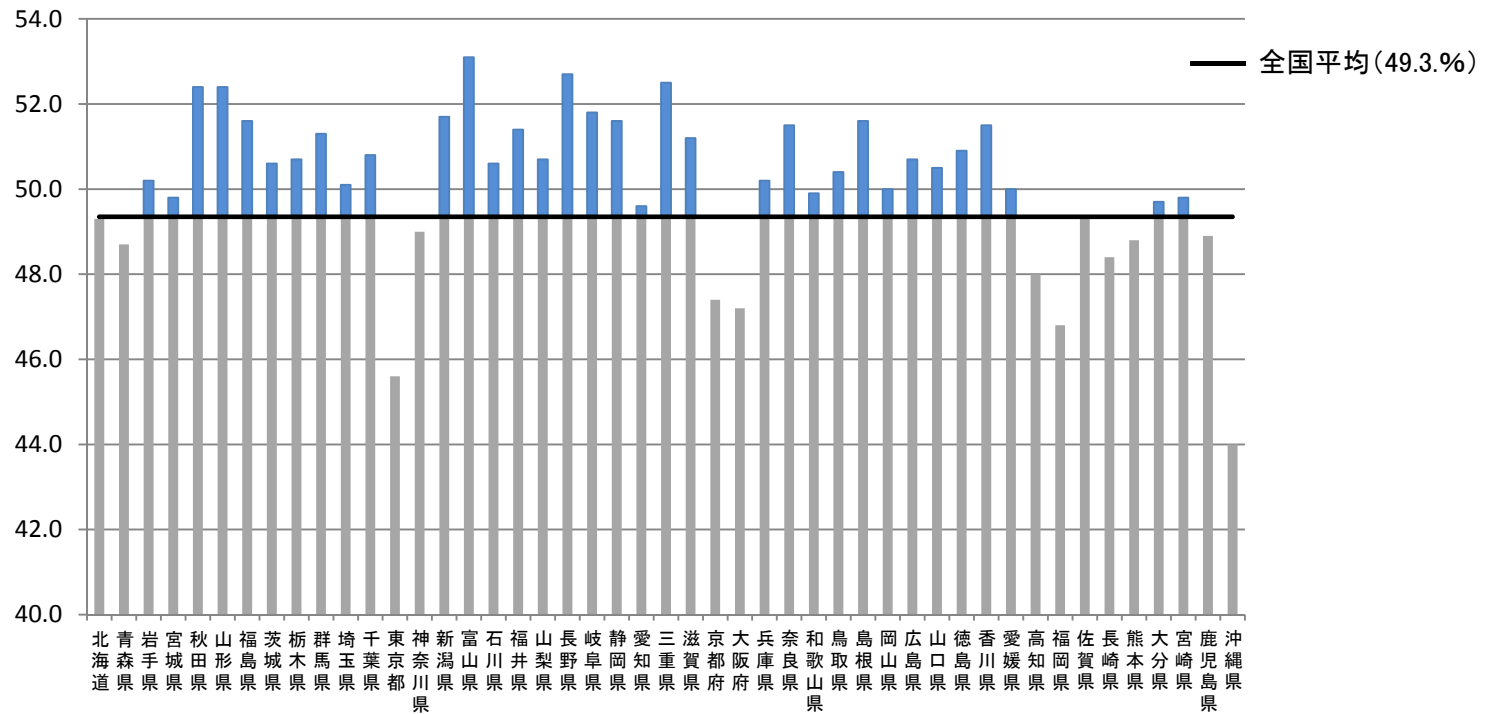


※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

## 人口に占める有配偶者の割合（H27年度）

- 有配偶者が、人口に占める割合は、全国平均で49.3%。
- 都道府県により、割合に差がある。

人口に占める有配偶者の割合(%)

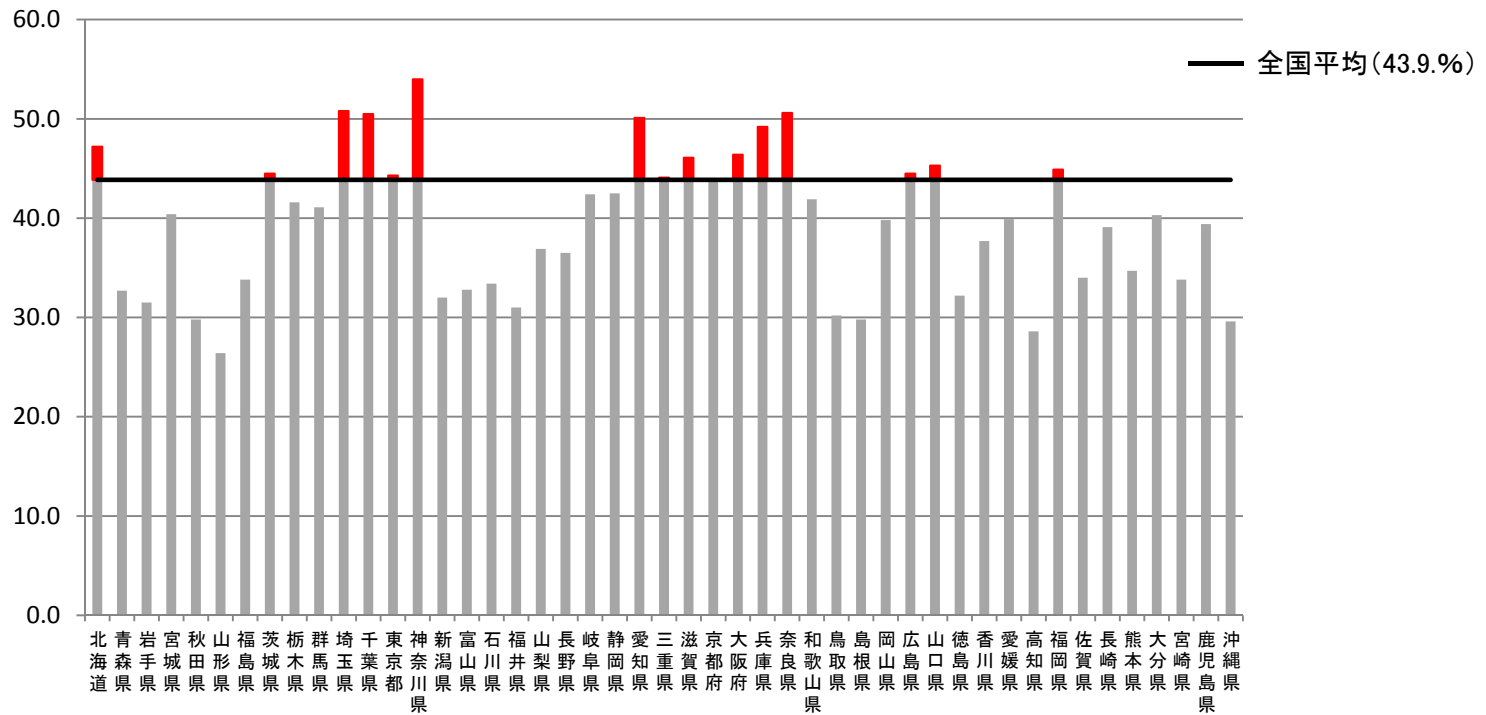


※総務省国勢調査」より作成。

# 有配偶者数の半数に対する配偶者控除を適用している者の割合（H27年度）

- 有配偶者数の半数に対する配偶者控除を適用している者の割合は、全国平均で43.9%。
- 「人口に占める配偶者控除を適用している者の割合」と同様、大都市圏で割合が高い傾向にある。

有配偶者の半数のうち配偶者控除を適用している者の占める割合（%）

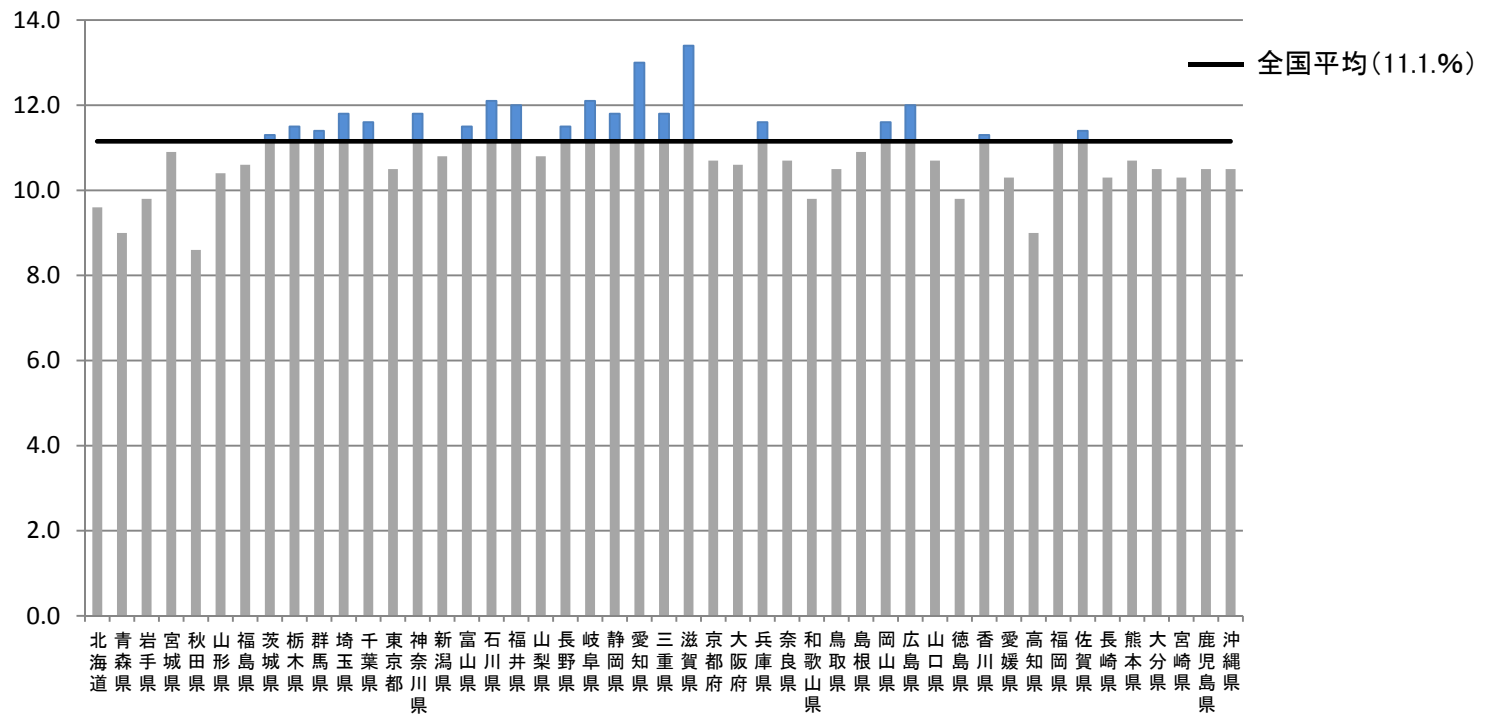


※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「国勢調査」より作成。

## 人口に占める16歳未満扶養親族が占める割合(H27年度)

○ 16歳未満扶養親族が、人口に占める割合は、全国平均で11.1%。

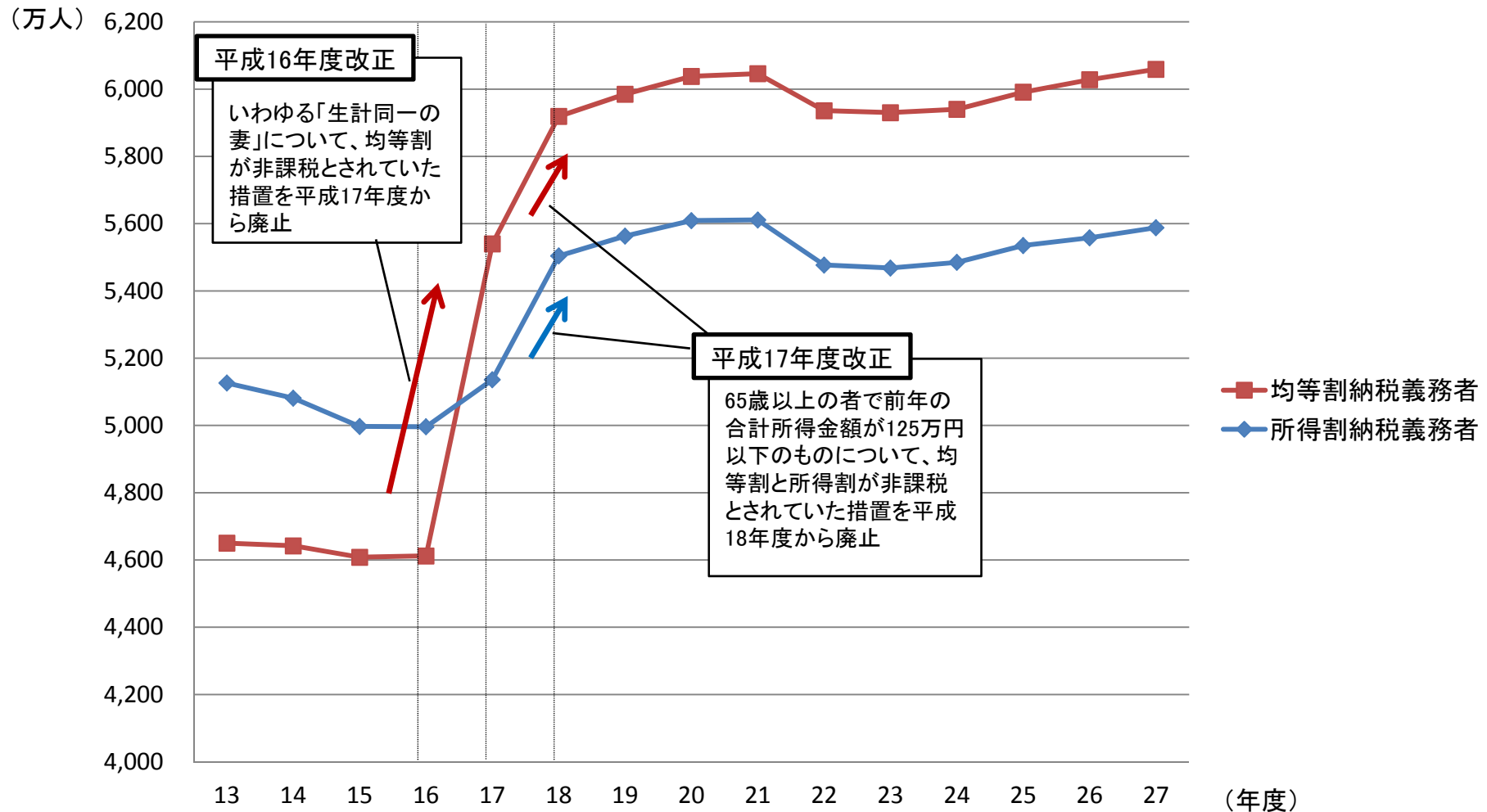
人口に占める16歳未満扶養親族の割合(%)



※総務省「市町村税課税状況等の調」及び総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」より作成。

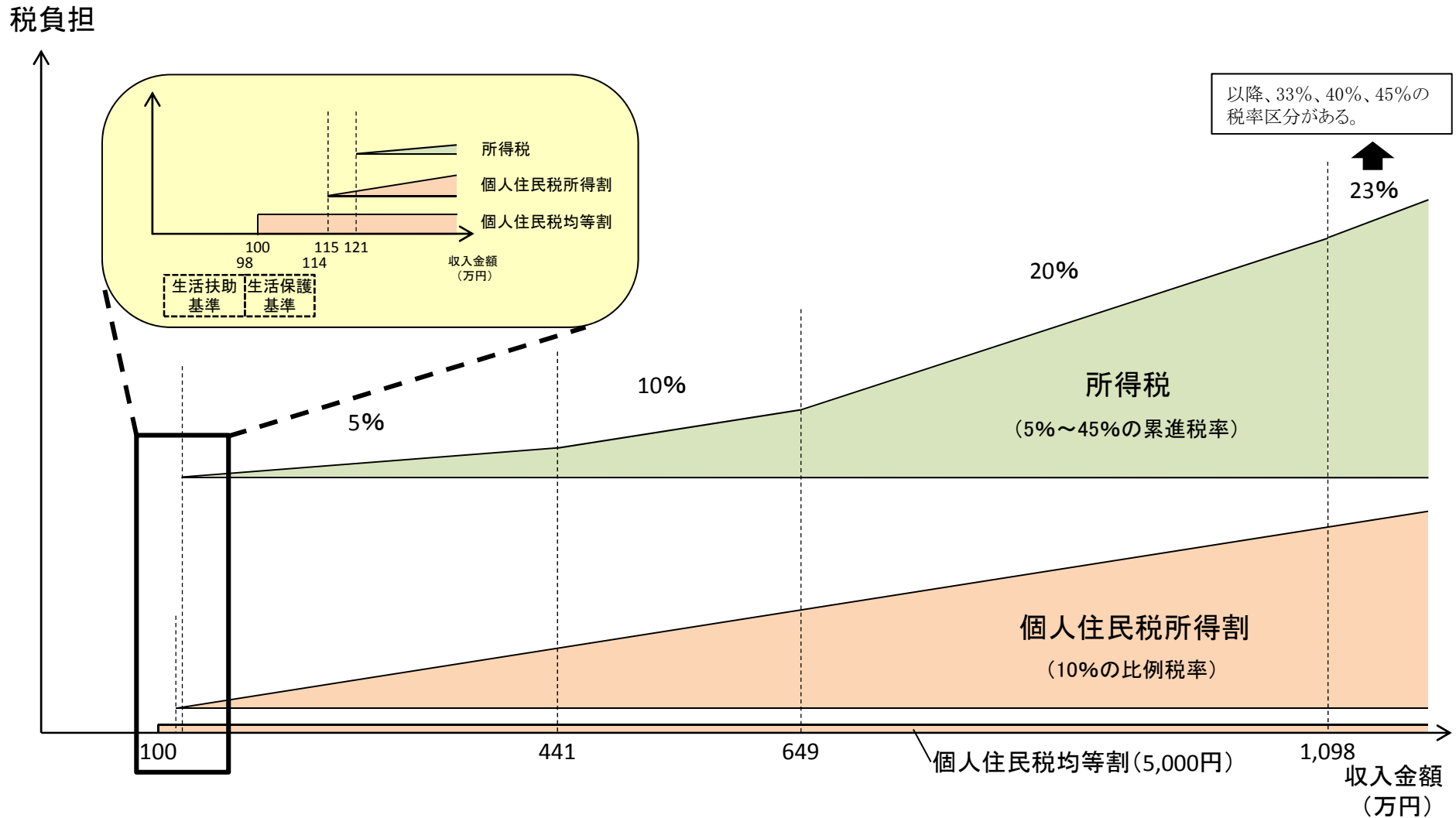
## 個人住民税所得割と均等割の納税義務者数の推移

- 平成16年度、17年度税制改正により、納税義務者数が増加。
- リーマンショックの影響等により平成22年度において納税義務者数は減少。以降、均等割は6,000万人程度、所得割は5,500万人程度で推移。



(注) 総務省「市町村税課税状況等の調」より作成。

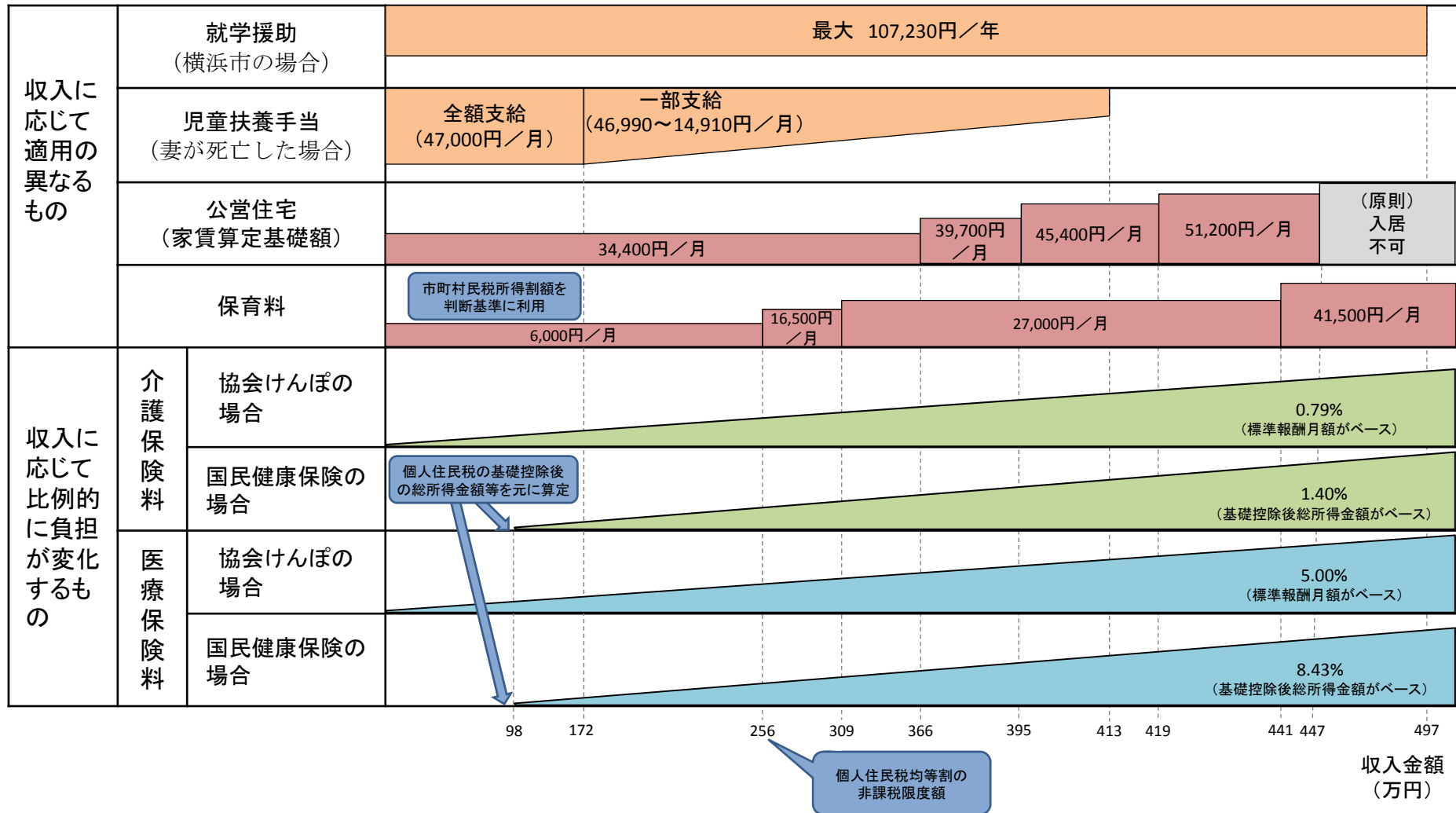
# 収入金額による所得税・個人住民税負担のあり方(給与所得者の場合のイメージ)



- (注1) 単身(給与所得者25歳)のケース。
- (注2) 生活扶助(保護)基準は、1級地-1,VI区の例。
- (注3) 生活保護を受けている者は、収入金額に関わらず個人住民税は非課税。
- (注4) この他、復興特別所得税がある。

# 所得情報(税情報)を活用している社会保障制度等

## 給与所得者のケースのイメージ



- (注1) 給与所得者 夫45歳(給与所得のみ)、妻45歳(収入なし)、子6歳(小学校1年生)、子4歳(保育所)のケース。
- (注2) 平成27年4月時点ベースで作成。
- (注3) 保育料については、妻が就労しており、年収103万円以下の場合。また、生活保護世帯の場合は0円となる。
- (注4) 国民健康保険は特別区の平均。「介護保険料」には介護分、「医療保険料」には医療分(基礎分及び後期高齢者支援金分)の保険料(所得割)を計上。このほか保険料(均等割)(介護分:14,700円/年, 医療分:44,700円/年)があり、低所得者対策として7/10、5/10、2/10の3段階の軽減措置がある。



## 4. 今後の個人住民税のあり方

## 今後の個人住民税のあり方の検討に当たっての視点

- 人口減少や若年層、低所得層を取り巻く環境の変化など、社会経済の構造変化を踏まえ、所得税と同様の視点に立ちつつ、「地域社会の会費」としての個人住民税のあり方を検討する必要。

### <所得税と同様の視点>

- 若年層・低所得層に配慮する観点から、所得再分配機能を高めるための人的控除等の見直しを行う中で、働きたい女性が就業調整を行うことを意識しなくてすむような仕組みをどう考えるか。
- 子どもを産み育てやすい環境を整備する観点から、子育て支援に係る税制のあり方についてどう考えるか。
- 働き方が多様化していることを踏まえ、所得の種類に応じた控除と人的な事情に配慮した控除の役割分担を含め、各種控除のあり方をどう考えるか。

### <個人住民税独自の視点>

- 若年層・低所得層の生活基盤を確保していくためには、地方公共団体が提供する行政サービスの充実や質の向上が不可欠であり、その財源確保の面での個人住民税の役割をどう考えるか。
- 個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、税収の地域間格差への影響をどう考えるか。
- 個人所得課税における控除のあり方を検討する場合、個人住民税の「地域社会の会費的性格」を踏まえ、納税義務者数への影響をどう考えるか。
- 社会保障や福祉の制度の適用基準等に、個人住民税における課税・非課税の別や所得金額等が広く用いられていることを踏まえ、今後の制度改正に当たって、社会保障制度との整合性をどう考えるか。